

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平成 2 7 年回顧

京都市会事務局調査課

平成 27 年を顧みて

平成 27 年（2015 年）は、7 月にアメリカとキューバが正式に国交を回復する歴史的転換点を迎え、12 月に 1997 年に採択された「京都議定書」以来、18 年ぶりの国際的な地球温暖化対策の枠組みとなる「パリ協定」が採択された。一方、1 月にフランス・パリの新聞社を狙ったテロ事件により 12 人が死亡、11 月に同じくパリの競技場・劇場レストランなどを同時に狙ったテロ事件により 130 人が死亡し、テロの脅威が続いた。また、4 月から 5 月にかけて約 9,000 人が死亡する大地震がネパールで発生した。経済面では、中国経済の緩やかな減速や資源価格の下落が新興国等の景気を下押しする中、アメリカ及びヨーロッパ経済の回復に支えられ、全体として緩やかな回復が見られた。

国内では、7 月に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産に登録され、重工業の産業化に中心的な役割を担った遺跡群が高く評価された。また、学術面では、10 月に、ノーベル生理学・医学賞を大村氏が、ノーベル物理学賞を梶田氏が受賞した。一方、9 月に台風の影響による豪雨により関東・東北で大きな被害が発生し、中でも、茨城県では鬼怒川が決壊し、40 平方キロメートルにわたって浸水する大規模な災害が発生した。原子力発電関係では、8 月には川内原子力発電所 1 号機が新規規制基準に則って初めて再稼動した。12 月には高浜原子力発電所 3,4 号機に対する運転再稼動を差し止める仮処分決定が取り消された。さらに安全保障政策について、9 月に安全保障関連法案が可決成立した。また、国民生活の面では、10 月以降、すべての国民が持つ 12 桁の番号「マイナンバー」が通知された。その他、地方議会関係では、高知県議会及び大阪府議会において、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が始まり、その他の議会におけるインターネット公開の先駆けとなった。

京都市政を見ると、文化芸術分野では、3 月に京都市動物園再整備のうち、「ゾウの森」が完成し、平成 26 年 11 月に来園したゾウ 4 頭がお披露目され、11 月には 7 年越しの再整備が完了し、グランドオープンした。また、3 月に開催された、京都国際現代芸術祭「パラソフィア」へは、約 26 万人が来場した。市民生活の面では、4 月に 2 年連続で「保育所待機児童ゼロ」を達成するとともに、学童クラブの対象児童を拡大し、9 月に子ども医療費助成の対象を中学 3 年生までに拡大するなどの子育て支援を充実した。また、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行して、市民等にとって安心安全なまちづくりを推進し、本市の都市格の維持及び向上に資するため、客引き行為等禁止区域を定めるなどの取組を進めることとした。国際交流の分野では、6 月にミラノ万博において、京都の食文化や伝統産業の魅力を紹介する「京都ウィーク」が開催され、西陣織など様々な京都の魅力を発信した。8 月にはフィレンツェ市との姉妹都市提携 50 周年を記念して、イタリアのマッテオ・レンツィ首相が京都市を

訪問した。観光の分野では、平成 25 年に続き、平成 26 年の観光客数が 5,564 万人となり、過去最高を更新した。7 月には「トラベル・アンド・レジャー」誌で京都市が世界の人気都市ランキングで 1 位となり、2 年連続の世界一であった。交通政策の分野では、10 月に人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現する四条通歩道拡幅工事が完了した。また、京都駅南口駅前広場の再整備工事も進められ、12 月には鉄道と路線バスやタクシーとの乗り継ぎが容易になる拠点広場デッキが完成した。

さらに、5 月に京都市と京都府が共同で、動物愛護の新たな拠点として「京都動物愛護センター」を開所するとともに、7 月に施行した条例に基づき、人と動物の共生する社会に向けた取組が進められた。

京都市会では、4 月 19 日には京都市議会議員一般選挙が執行され、新議員の任期が 4 月 30 日から始まった。5 月市会では正副議長選挙が行われ、第 82 代議長に津田大三議員が、第 90 代副議長に大道義知議員がそれぞれ就任した。9 月市会では昨年度に引き続き、台風 11 号の被害に対する災害復旧・支援事業等に係る補正予算について、削減した議員報酬を財源に活用するよう修正のうえ、全会一致で可決した。

一方、市会改革の取組としては、3 月に大規模災害時における市会及び議員の行動指針として「京都市会大規模災害対応指針」を策定するとともに、前任期の市会改革推進委員会の活動内容を取りまとめた。新任期間開始後の 5 月には同委員会の委員の定数を 20 名から 15 名に見直したうえで、6 月以降、順次、前任期からの申送り事項であった「議会報告会・意見聴取会の実施」に加え、各会派から新たに提案された 4 つの検討項目（①情報発信の強化、②投票率向上に向けた取組、③政務活動費の公開の在り方、④議長候補者による所信表明の場の設置）について協議を行った。このうち、「情報発信の強化」、「政務活動費の公開の在り方」及び「議長候補者による所信表明の場の設置」については、検討結果を取りまとめ、7 月及び 12 月に議長に報告された。

本書は、京都市政の平成 27 年の 1 年を回顧し、この年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録しておりますので、参考資料として活用いただければ幸いです。

目 次

| | |
|---|----|
| 平成 27 年を顧みて | 1 |
| 第 1 市会議員選挙と新市会の発足について | 5 |
| 第 2 市会改革の取組について | 13 |
| 第 3 組織の一部改正等について | 15 |
| 第 4 市財政について | 35 |
| 第 5 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の策定について | 50 |
| 第 6 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正について | 51 |
| 第 7 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定について | 53 |
| 第 8 京都文化芸術プログラム 2020 について | 54 |
| 第 9 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定, 京都動物愛護センターの開所について | 55 |
| 第 10 京都市ペット霊園の設置等に関する条例の制定について | 57 |
| 第 11 四条通歩道拡幅事業について | 58 |
| 第 12 交通事業経営健全化に向けた増収増客の取組について | 60 |
| 第 13 琵琶湖疏水通船復活の試行実施について | 62 |
| 資料 | |
| 第 1 平成 27 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧 | 65 |
| 第 2 平成 27 年 請願等受理及び処理件数一覧 | 66 |
| 第 3 平成 27 年 市会本会議における議案審議件数一覧 | 67 |
| 第 4 平成 27 年 月別・分類別図書増加数一覧 | 68 |
| 第 5 平成 27 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧 | 70 |

第 1 市会議員選挙と新市会の発足について

1 市会議員選挙

4 月 12 日、戦後 18 回目となる京都市議会議員一般選挙が、京都府議会議員一般選挙と共に執行された。定数 67 人に 94 人が立候補し、投票率 40.95%となった選挙の結果は、次のとおりである。

(京都市会議員の党派別、新旧別集計)

| 区 分 | 立候補者数 | | 当選者数 | | 得票数 | 得票率 | |
|-------------|-------|--------|------|--------|------|---------|-------|
| | 人数 | % | 人数 | % | | | |
| 自由民主党 | 現 | 17 | 25.5 | 15 | 31.3 | 134,923 | 29.67 |
| | 新 | 7 | | 6 | | | |
| | 元 | 0 | | 0 | | | |
| | 計 | 24 | | 21 | | | |
| 日本共産党 | 現 | 12(5) | 23.4 | 11(5) | 26.9 | 112,668 | 24.77 |
| | 新 | 9(4) | | 6(3) | | | |
| | 元 | 1 | | 1 | | | |
| | 計 | 22(9) | | 18(8) | | | |
| 公明党 | 現 | 9 | 11.7 | 9 | 16.4 | 63,744 | 14.02 |
| | 新 | 2(1) | | 2(1) | | | |
| | 元 | 0 | | 0 | | | |
| | 計 | 11(1) | | 11(1) | | | |
| 民主党 | 現 | 12(1) | 14.9 | 7 | 10.4 | 61,588 | 13.54 |
| | 新 | 0 | | 0 | | | |
| | 元 | 2 | | 0 | | | |
| | 計 | 14(1) | | 7 | | | |
| 地域政党 京都党 | 現 | 3(1) | 10.6 | 2(1) | 7.5 | 41,915 | 9.22 |
| | 新 | 7(2) | | 3(2) | | | |
| | 元 | 0 | | 0 | | | |
| | 計 | 10(3) | | 5(3) | | | |
| 維新の党 | 現 | 0 | 5.3 | 0 | 6.0 | 21,636 | 4.76 |
| | 新 | 5 | | 4 | | | |
| | 元 | 0 | | 0 | | | |
| | 計 | 5 | | 4 | | | |
| 社会民主党 | 現 | 0 | 1.1 | 0 | 0 | 297 | 0.07 |
| | 新 | 1 | | 0 | | | |
| | 元 | 0 | | 0 | | | |
| | 計 | 1 | | 0 | | | |
| 無所属等 | 現 | 3(1) | 7.4 | 1 | 1.5 | 18,032 | 3.96 |
| | 新 | 4(2) | | 0 | | | |
| | 元 | 0 | | 0 | | | |
| | 計 | 7(3) | | 1 | | | |
| 合 計 | 現 | 56(8) | / | 45(6) | / | 454,803 | / |
| | 新 | 35(9) | | 21(6) | | | |
| | 元 | 3 | | 1 | | | |
| | 計 | 94(17) | | 67(12) | | | |

注 1 () 内は、内数で女性の数

注 2 立候補者数及び当選者数に占める割合(%)は小数点第 2 位、得票率は小数点第 3 位を四捨五入している。

2 会派の結成

新議員の任期が 4 月 30 日に始まり、同日に 6 会派から会派結成届が提出された。

| 会 派 の 名 称 | 所 属 議 員 数 | 会 派 結 成 日 |
|-----------------|-----------|------------------|
| 自由民主党京都市会議員団 | 21 名 | 平成 27 年 4 月 30 日 |
| 日本共産党京都市会議員団 | 18 名 | |
| 公明党京都市会議員団 | 11 名 | |
| 民主・都みらい京都市会議員団 | 7 名 | |
| 地域政党京都党市会議員団 | 5 名 | |
| 維新の党・無所属京都市会議員団 | 5 名 | |

※ 7 月 10 日付で、自由民主党京都市会議員団から 1 名脱退し、当該議員は、無所属となった。また、11 月 25 日付で、維新の党・無所属京都市会議員団から京都維新の会・無所属京都市会議員団に名称が変更された。

3 各派世話人会

新市会における当面の諸課題について協議するため、5 月 1 日に各派世話人会（交渉会派である 6 会派で構成）が開催され、以後精力的に協議が重ねられた。

5 月 18 日の本会議において、議長の指名により市会運営委員が選任されたことにより、その役割を終えた。

各派世話人会（代表世話人会を含む。以下同じ。）における主な協議事項等は、次のとおりである。

(1) 会派の順序

多数会派の順とすることに決定した。

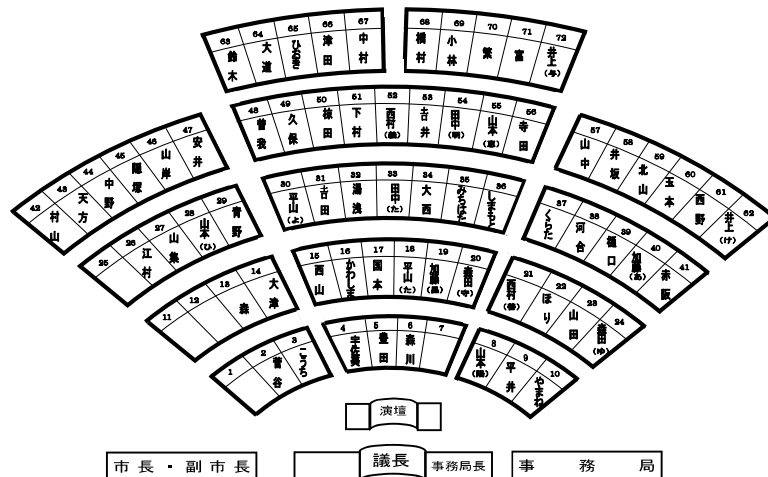
(2) 会派の控室

別紙 1 及び別紙 2 の改修案のとおり決定した。

(3) 議席について

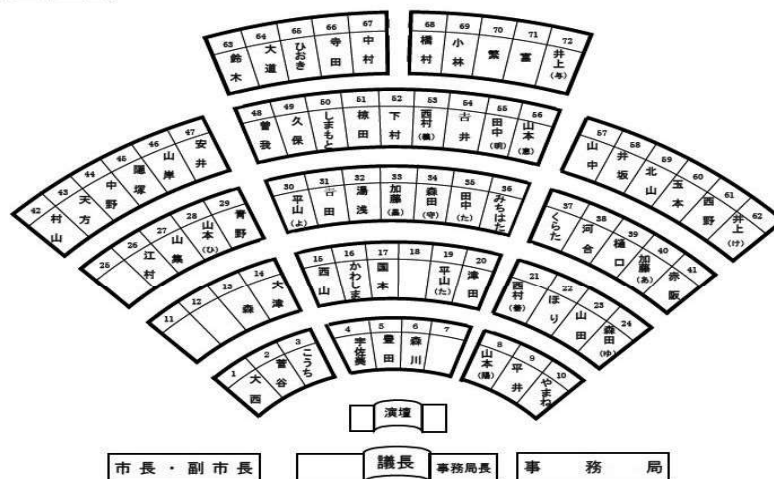
下図のとおりとした。

議 席 図



(参考) 9 月 24 日以降の議席図

議 席 図



(4) 正副議長、その他役員の選出について

ア 正副議長（「4 正副議長の選挙」参照）

イ 市会選出監査委員（2名）

市長から候補者推薦の依頼を受けて、代表世話人会において候補者の推薦を協議した。この協議状況を踏まえて、監査委員を選任する議案 2 件が市長から提出され、議会の同意を得て、中村三之助議員と鈴木マサホ議員を選出することとした。

ウ 常任委員会の名称、所管及び定数

次のとおりとした。

| 名 称 | 所 管 | 定数 |
|-----------|---|----|
| 経済総務委員会 | 行財政局，総合企画局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 | 13 |
| くらし環境委員会 | 環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項 | 13 |
| 教育福祉委員会 | 保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項 | 14 |
| まちづくり委員会 | 都市計画局及び建設局の所管に属する事項 | 14 |
| 交通水道消防委員会 | 消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項 | 13 |

エ 市会運営委員会

定数は、前任期と同様に 15 名とし、自民 5，共産 4，公明 2，民主 2，京都 1，維新 1 とした。また、理事については 8 名とし、自民 2，共産 2，公明 1，民主 1，京都 1，維新 1 とした。

オ 特別委員会

予算（決算）特別委員会に第 1 分科会，第 2 分科会及び第 3 分科会を置き，各分

科会の所管及び定数は、次のとおりとすることとした。

| 分科会 | 所 管 | 定数 |
|---------|--|----|
| 第 1 分科会 | 環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項 | 22 |
| 第 2 分科会 | 保健福祉局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項 | 23 |
| 第 3 分科会 | 消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項 | 22 |

カ 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（4 名）

候補者を事前選考したうえで，指名推選の方法により選挙を行うこととし，また，候補者については，各会派の所属議員数を基に比例配分（自民 1，共産 1，公明 1，民主 1）することとした。

キ 関西広域連合議会議員（2 名）

投票により選挙を行うこととした。投票の結果，富きくお議員と井坂博文議員が当選した。選挙結果は以下のとおりである。

| 投 票 総 数 | 有 効 投 票 | 無 効 投 票 |
|---------|-----------|---------|
| 67 | 富きくお議員 25 | 0 |
| | 井坂博文議員 23 | |
| | 隠塚 功議員 19 | |

ク 人権擁護委員（8 名）

委員候補者の割当ては，従来どおり各会派の所属議員数を基に比例配分（自民 2，共産 2，公明 1，民主 1，京都 1，維新 1）することとした。

4 正副議長の選挙

5 月 18 日の本会議において正副議長の選挙が行われ，第 82 代議長に津田大三議員が，第 90 代副議長に大道義知議員が就任した。選挙結果は，以下のとおりである。

(1) 議長選挙

| 投票総数 | 有効投票 | | 無効投票 |
|------|--------|----|------|
| 67 | 津田大三議員 | 49 | 18 |

(2) 副議長選挙

| 投票総数 | 有効投票 | | 無効投票 |
|------|---------|----|------|
| 67 | 大道義知議員 | 44 | 5 |
| | 北山ただお議員 | 18 | |

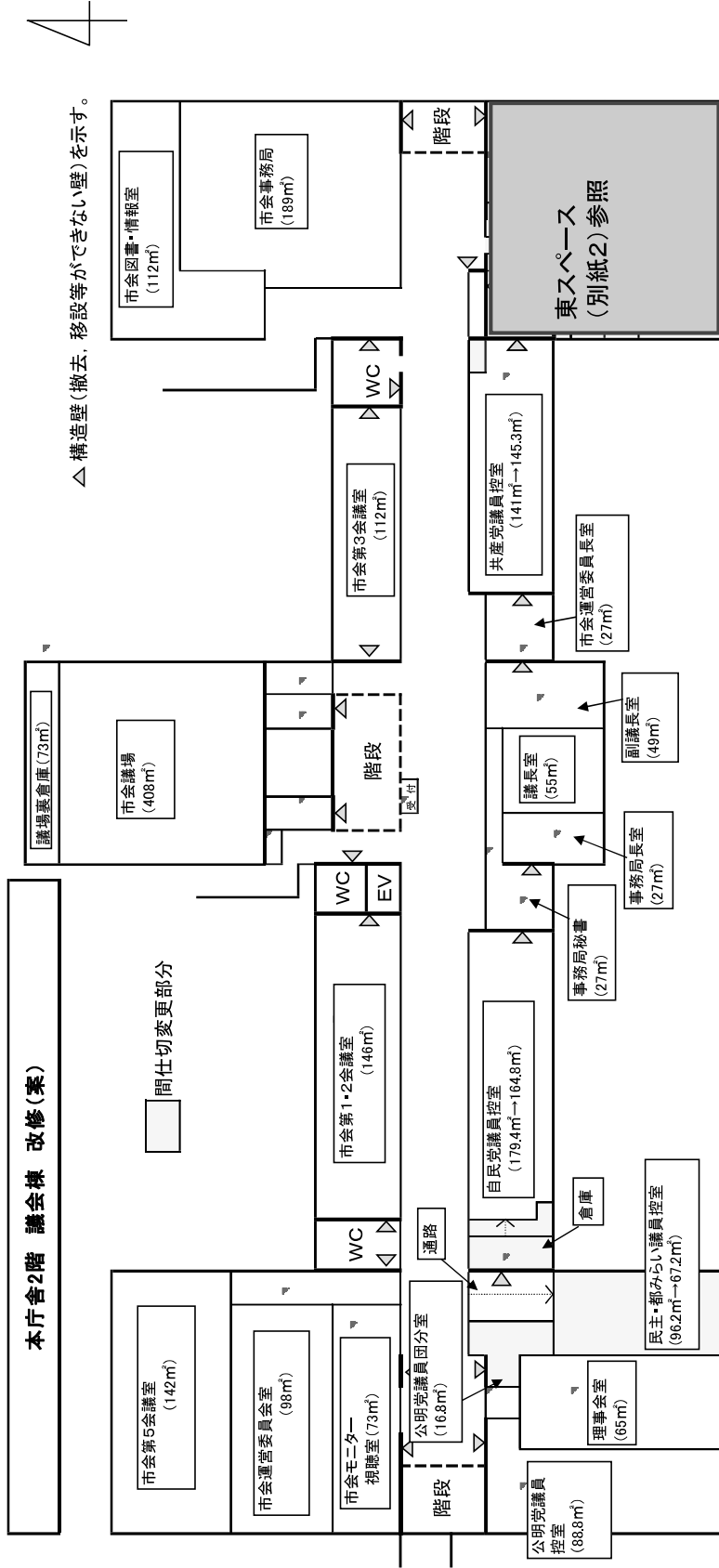
5 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

5 月 18 日の本会議において、議長の指名により、常任委員会及び市会運営委員会の委員が選任された。また、本会議終了後に常任委員会及び市会運営委員会の合同委員会が開会され、それぞれの委員会の正副委員長が互選された。

各委員会の委員割当は、別表のとおりである。

(別表)

| 委員会 | 常任委員会 | | | | | 市会運営委員会 | 特別委員会 | | | | | | | |
|------|----------|-------------|----------|-----------|----------------|-------------|---------------|--|---------------|-------|--|--|--|--|
| | 経済 総務 | くらし 環境 | 教育 福祉 | まち づくり | 交通 水道 消防 | | 第1 分科 会 | 第2 分科 会 | 第3 分科 会 | 予算 決算 | | | | |
| 委員長 | 自 | 共 | 公 | 自 | 民 | 自 | 自 | | | | | | | |
| 副委員長 | 共 公 民 | 自 維 自 共 共 公 | 自 京 共 民 | 共 公 民 | 共 公 民 | 公 共 自 民 共 自 | 主 副 主 副 主 副 | | | | | | | |
| 定数 | 15 | 13 | 13 | 14 | 14 | 13 | 15 | 67 (第1分科会) 22 (第2分科会) 23 (第3分科会) 22 | | | | | | |
| 自民 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 7 | 7 | 7 | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | | | | |
| 共産 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 6 | 6 | 6 | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公明 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 4 | 4 | 3 | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | |
| 民主・都 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 維新・無 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |

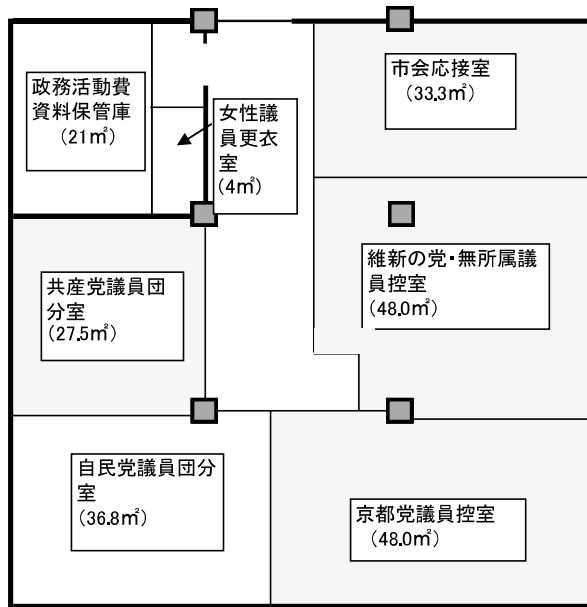


| | 自民党 | 共産党 | 公明党 | 民主・都からい | 維新・都府県 | 計 |
|----------------------|-------|-------|-------|---------|--------|-------|
| 面積 (m ²) | 201.6 | 172.8 | 105.6 | 67.2 | 48.0 | 643.2 |
| 1人当り | 9.6 | 9.6 | 9.6 | 9.6 | 9.6 | - |
| 議員数 | 21 | 18 | 11 | 7 | 5 | 67 |

本庁舎2階 議会棟 東スペース改修(案)

□ 間仕切変更部分 ——— は移動出来ない壁を示す

- 全体 約 268 ㎡
- 自民党・分室
36.8 ㎡→36.8 ㎡(100 マス)
- 共産党・分室
0 ㎡→27.5 ㎡(74 マス)
- 民主・都みらい・分室
26 ㎡→0 ㎡
- 公明党・分室
24 ㎡→0 ㎡(0 マス)
- 京都党議員控室
37.6 ㎡→48 ㎡(130 マス)
- 維新
(新設)38.4 ㎡(104 マス)
- 無所属議員控室
9.4 ㎡→0 ㎡
- 無所属議員控室
9.4 ㎡→9.6 ㎡(26 マス)
- 応接室
39 ㎡→33.3 ㎡
- 女性更衣室
4 ㎡
- 政務調査費資料保管庫
21 ㎡
- 市会倉庫・通路等
約 60 ㎡
- ※ 通路, 資料保管庫, 更衣室を除く(当初)
194.6 ㎡



第 2 市会改革の取組について

京都市会では地方自治法の規定に基づく「協議・調整の場」として、市会改革推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、議会運営のルール作りや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について検討を行っている。

平成 27 年は、前任期の委員会活動の最終年であったと同時に、今任期の委員会活動のスタートの年となった。

1 前任期の取組（平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月）

(1) 龍谷大学の学生とのワークショップ「議員と話そう in 京都」の実施

委員会において投票率向上のための取組について検討する中で、若者の政治参加について議論を深めるため、龍谷大学政策学部において若者の投票率向上のプロジェクトに取り組まれていることを踏まえ、平成 27 年 1 月 7 日に、学生 20 名と委員 4 名によるワークショップ「議員と話そう in 京都」を実施した。

なお、同ワークショップの実施等を踏まえ、委員会では、若い世代が議会・議員への理解を深めてもらうことが、ゆくゆくは投票率の向上につながると考えられることから、今後、京都市会として、京都の学生・大学との交流を深める取組を検討していくことを確認した。

(2) 京都市会大規模災害対応指針の策定

大規模災害発生時に京都市会や京都市会議員が、被害の拡大防止や災害復旧に向け、どのように対応すべきか共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動を取るための指針を平成 27 年 3 月 20 日に策定した。

(3) 前任期の活動のまとめ

前任期の活動内容を報告書として取りまとめ、平成 27 年 3 月 20 日に議長に提出した。

2 今任期の取組（平成 27 年 5 月～平成 27 年 12 月）

(1) 情報発信の強化

ア 本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑のインターネット議会中継におけるスマートフォン・タブレット対応

パソコンのみならず、スマートフォンやタブレットからも、本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑のインターネット議会中継が視聴できるようにすることとした。（平成 27 年 7 月 31 日に議長へ報告）

イ 市会ホームページのスマートフォン版の作成

市会ホームページがスマートフォンにおいても見やすくなるよう、市会ホームページのスマートフォン版を作成することとした。（平成 27 年 7 月 31 日に議長へ報

告)

ウ SNSによる情報発信

より「開かれた市会」を目指して、京都市会の情報をより早くタイムリーに、幅広く発信し、市民に京都市会をより身近に感じていただくため、SNS (Facebook) による情報発信を実施することとした。(平成 27 年 12 月 18 日に議長へ報告)

エ 市会ホームページにおける市民意見受付フォームの設置

議会として市民意見を受け付ける窓口として、市会ホームページ上に市民意見受付フォームを設置することとした。(平成 27 年 12 月 18 日に議長へ報告)

オ 議長記者会見の実施

議長記者会見を実施することとした。(平成 27 年 12 月 18 日に議長へ報告)

(2) 政務活動費の公開の在り方

政務活動費について、平成 27 年度支出分の閲覧開始後、速やかに領収書等のインターネット公開を実施することとした。その際、公開対象は、市会図書・情報室において公開するものと同じものとする事とした。

また、既に政務活動費に関する書類を市会図書・情報室において公開していることや政務活動費制度そのものの周知を充実させることとした。

なお、領収書等をインターネットで公開するに当たっては、政務活動費に関する京都市会のルールや考え方を市民に十分周知することとした。(平成 27 年 12 月 18 日に議長へ報告)

(3) 議長候補者による所信表明の場の設置

議長候補者及び副議長候補者による所信表明の場を設置することとした。(平成 27 年 12 月 18 日に議長へ報告)

(4) その他の取組

前任期に引き続き、今任期も投票率向上に向けた取組について検討しており、平成 27 年 12 月 6 日には、公益財団法人大学コンソーシアム京都が主催する「第 11 回京都から発信する政策研究交流大会」で行われた学生企画において、「若者の政治参加を考える」をテーマに、学生 56 名と市会改革推進委員 9 名によるグループディスカッションを実施した。

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

ア 京都の強みを最大限生かした成長戦略の推進により、京都経済の更なる活性化と安定した雇用の創出を実現し、「地方創生」を京都から牽引するための体制の構築

ソーシャルビジネスの立ち上げを支援する全国初の取組であるソーシャル・イノベーション・クラスター構想などに象徴される先進的な取組への積極的な挑戦を通じて、京都経済の更なる活性化と安定した雇用の創出を実現し、経済の好循環を確かなものとする体制を構築する。

(ア) 京都市立芸術大学の移転を見据えた、京都駅東南部エリアの更なる活性化を推進する全庁横断的な体制の構築

(イ) 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を全庁一丸となって推進する体制の構築（総合企画局）

(ウ) ソーシャルビジネスの立ち上げを支援する全国初の取組である「ソーシャル・イノベーション・クラスター構想（SOIC構想）」を推進する体制の構築（産業観光局）

(エ) 学校跡地をはじめとした、資産の更なる有効活用を強力に推進する体制の構築（行財政局）

(オ) 地域コミュニティの活性化及び北部山間地域振興に総合的かつ集中的に取り組む体制の構築（文化市民局）など

イ 世界的スポーツイベントの開催を好機と捉え、文化・芸術や景観など、京都の誇る魅力に更に磨きをかけることにより、「精神文化の拠点都市」として、京都ならではの「こころの創生」を実現する体制の構築

東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズなどの開催をまたとない好機と捉え、文化芸術や奥深いまちの魅力など、あらゆる京都の強みを世界に発信し、「精神文化の拠点都市」として、京都ならではの「こころの創生」を実現する体制を構築する。

(ア) 文化芸術や伝統産業など、有形無形の京都の特性を創造的に活用し、「こころの創生」を全庁横断的に推進するため、「文化芸術政策監」を設置

(イ) 東京オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え、文化事業を積極的に推進する体制の構築（文化市民局）

(ウ) 世界に誇れる京都市美術館の再整備等を推進する体制の構築（文化市民局）

(エ) 季節感やおもてなしの心、本物へのこだわりにあふれる「京の食文化」の魅力を発信する体制の構築（産業観光局）など

ウ 「世界一安心安全で、やさしさあふれるおもてなし」のまちづくり、「子育て環境日本一」の実現に向けた施策の推進、防災・老朽化対策の加速により、市民のいのちと暮らしを守る体制の構築

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組や子ども・子育て支援新制度に係る施策の円滑な執行等を通じて、市民のいのちと暮らしを守る体制を構築する。

- (ア) 「安心安全・おもてなしのまちづくり」を推進する体制の整備（文化市民局）
- (イ) 子ども・子育て支援新制度に係る施策を円滑に執行するための体制の整備（保健福祉局）
- (ウ) 京町家の保全・活用を総合的に推進する体制の整備（都市計画局）
- (エ) 安心、安全、快適なまちづくりの実現に向けた自転車政策を推進する体制の整備（建設局）
- (オ) ごみ屋敷等の問題に地域との共汗で取り組む体制の構築（保健福祉局、区役所・支所）など

(2) 主な人事異動の内容

ア 「地方創生」を京都から牽引していくための体制の確立

「文化芸術政策監」の新設による「こころの創生」の実現をはじめ、成長戦略の更なる推進や、「はばたけ未来へ！京プラン」前期実施計画の総仕上げと後期実施計画の策定に向け、

- ・ 強い責任感と、マネジメント力、スピード感に裏付けられた実行力
 - ・ 物事の本質を捉える能力と、創造力、企画力
 - ・ 徹底した現場目線
- などに着目して、職員を配置する。

また、採用年次や経験年数にとらわれない抜擢人事を推進することで、意欲と能力の高い職員の登用に努めた。

イ 「女性職員」の能力活用・登用の拡大

本市では、年々高度化・多様化する市民ニーズに的確に応えるとともに、将来にわたって活力あふれる組織であり続けるために、女性職員の登用を積極的に進め、活躍の場を広げている。

平成27年度については、上京区長（局長級）、行財政局総務部長及び中央卸売市場第二市場長（部長級）の要職に、初めて女性職員を登用するとともに、課長級昇任者の約3人に1人が女性となっている。

管理職（課長級以上）に占める女性の比率は、16.5%（平成26年度：15.7%）、役付職員（係長級以上）全体では21.4%（同：20.9%）と、2年続けて過去最高を更新した。

また、京都府警察の、女性職員の視点を活かした警察運営を加速させたいとの要請に応じて、課長級職員（女性）を新たに派遣する。

ウ 徹底的な「現場重視」

区役所をはじめ、市民・事業者と直接触れ合う機会の多い職場に、意欲・能力の高い職員や、若手の新進気鋭の職員を重点的に配置する。

また、「ゾウの森」が平成27年2月28日にオープンするなど、岡崎地域活性化の拠点としての役割が今後益々期待される動物園の園長に、新たに局長級職員を配置するとともに、区役所においては、引き続き「庁内公募制度」を活用した、意欲の高い職員を配置する。

エ 「職域拡大」の推進

技術職、専門職及び技能労務職が持つ高度な技術力や専門知識を市民サービスの第一線で活かすため、これらの職員を、積極的に区役所等へ配置する。

特に、今年度については、保健福祉局と区役所・支所が連携を深め、ごみ屋敷等の対策を更に推進するため、新たに保健師5名を配置する（保健福祉局、区役所・支所を兼職する）。

オ 他団体との人事交流等の促進

重要施策の実現に向けた関係団体との連携強化や、共通する課題の解決を図るため、今年度も、(公財) 国立京都国際会館への新規派遣や、京都府警察との人事交流の拡大（前述）を行うとともに、大阪市や京都商工会議所等、他団体との人事交流を継続的に実施する。

(3) 局外監

「京都文化芸術プログラム 2020」を推進し、日本を代表する伝統文化・芸術、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を創造的に活用し、観光分野をはじめとする、あらゆる施策との融合を図ることで、都市格の向上を実現するとともに、京都ならではの「こころの創生」を全庁横断的に推進するため、「文化芸術政策監」を設置する。

| | | |
|-----|---|---------|
| 改正前 | → | 改正後 |
| | | 文化芸術政策監 |

(4) 局区別の内容

ア 環境政策局関係（南部クリーンセンター第二工場の建替え等を強力に推進する体制の構築）

ごみからのエネルギー回収の最大化を実現するバイオガス化施設や、エネルギー・環境技術、生物多様性について楽しく学べる最先端の環境学習施設などを併設する南部クリーンセンター第二工場の建替え工事を着実に推進するため、適正処理施設部に専任の体制として「施設建設課」を設置し、同課に「設備担当課長」、「建築担当課長」及び「施設建設係長」を設置する。

イ 行財政局関係

(7) 学校跡地をはじめとした、資産の更なる有効活用を強力に推進する体制の構築

各政策の実現にとって重要な経営資源である保有資産の活用方針を定めた「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、各資産が有するポテンシャルを十分に引き出し、最大限活用する施策を深化させるため、財政部財産活用促進課を新課長制の「資産活用推進室」（部相当組織）として再編し、総合的な資産有効活用の実現に向けた体制の構築を図るとともに、同室に総合企画局市民協働政策推進室が所管する学校跡地の貸付事務等に移管し、学校跡地の活用等を通じた地方創生を強力に推進する。

これに伴い、同室に「学校跡地活用促進部長」を設置するとともに、次に掲げる職を設置する。

- a 資産管理課長（室の庶務、公有財産管理事務の統轄等）
- b 資産運用課長（市有資産の有効活用及び公共施設マネジメントの推進に関する事務の統轄等）
- c 学校跡地活用促進課長（学校跡地貸付事業制度の推進等）
- d 地籍調査課長（地籍調査の推進等）

(イ) 「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画の策定を推進する体制の構築

「はばたけ未来へ！ 京プラン」の計画期間の後半に当たる、平成 28 年度以降の具体的な取組について定める後期実施計画の策定を円滑に行うため、財政部経営改革課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(ウ) 社会保障・税番号制度の活用促進を図る体制の構築

社会保障・税番号制度の更なる有効活用策の具体的な検討を進め、行政運営の一層の効率化を強力に推進するため、同事務を統括する局長級の職として「理事」を設置するとともに、新課長制の「番号制度企画調整室」（部相当組織）を設置し、同室に次に掲げる職を設置する。

- a 番号制度企画調整課長（室の庶務、番号制度導入に向けた企画・調整等）
- b 番号制度企画調整係長（同上）

(イ) 税業務の効率的な執行体制を実現する体制の構築

税務職員の育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図ることができる体制を構築するとともに、より一層効率的な税業務の執行体制を実現するため、各区役所・支所において実施している固定資産税賦課業務を集約し、市税事務所に新たに設置する新課長制の「固定資産税室」（部相当組織）として再編する。

また、行財政局税務部を企画調整部門として特化させるため、同部法人税務課を市税事務所「市民税室」（部相当組織）に移管し、同部納税推進課を市税事務所に新たに設置する新課長制の「納税室」（部相当組織）として再編する。

更に、市税事務所の支所として、徴収業務及び税証明発行業務等を行う「税務センター」（課相当組織）を各区役所・支所の庁舎内に設置する。これらに伴い、

各区役所・支所の「固定資産税課」，「課税課」及び「納税課」を廃止する。

ウ 総合企画局関係

(7) 京都駅東南部エリアの活性化に向けた体制の構築

京都市立芸術大学の移転による地域活性化を見据え，京都駅東南部エリア（概ね，東九条地区を中心とした周辺地域）内の土地利用の方向性等を盛り込んだ活性化方針を策定するため，全庁横断的な体制として，産業戦略監をリーダー，市民協働・国際化・情報化担当局長及び都市計画局建築技術担当局長をサブリーダーとする「京都駅東南部エリア活性化推進プロジェクトチーム」を設置する。

また，同プロジェクトチームの事務局体制を整備するため，市民協働政策推進室に「プロジェクト推進第三課長」及び「プロジェクト推進第三係長」を設置する。

(4) 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を全庁一丸となって推進する体制の構築

人口減少社会の克服，東京一極集中の打破を目指し，平成 27 年 9 月末を目途に策定する京都ならではの「まち・ひと・しごと・こころ京都創生総合戦略」を全庁一丸となって推進するため，市長公室に「創生戦略課長」及び「創生戦略係長」を設置する。

(4) 「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画策定を推進する体制の構築

平成 28 年度以降の具体的な取組について定める後期実施計画の策定を円滑に行うため，同プランに掲げる重点戦略の推進を統轄する市長公室に「政策調査課長」を設置する。

(1) 「特区制度」への取組体制の整備

国家戦略特区をはじめ特区制度の積極的な活用を通じた大胆な規制緩和により，産業競争力の強化や地域活性化などを強力に推進するため，市長公室に「特区活用推進課長」及び「特区活用推進係長」を設置する。

(4) 市民協働・国際化推進担当局長の名称変更

市民協働・国際化推進担当局長について，同局長が担当する事務に相応しい名称とするため，「市民協働・国際化・情報化担当局長」に改称する。

エ 文化市民局関係

(7) 東京オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え，文化事業を積極的に推進する体制の構築

「東京でスポーツを，京都で文化芸術・観光を」を合言葉に，2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けて，「琳派 400 年記念祭」，「大政奉還 150 周年プロジェクト」，「東アジア文化都市」，「京都文化フェア（仮称）」など，戦略的に文化事業を展開し，日本の精神文化の拠点都市である京都の魅力を国内外に発信していくため，文化芸術都市推進室に「文化事業推進部長」及び担当係長を設置する。

(イ) 「安心安全・おもてなしのまちづくり」を推進する体制の整備

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組を中心に、市民の参加と協働のもと、地域が支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していく姿勢を明確にするため、市民生活部の名称を「くらし安全推進部」に改称するとともに、同部くらし安全推進課に次に掲げる職を設置する。

- a 安心安全企画係長（「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の企画等）
- b 安心安全推進係長（「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の事業の実施等）

(ウ) 地域コミュニティの活性化及び北部山間地域振興に総合的かつ集中的に取り組む体制の構築

地域活動を支援することにより、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指す「地域コミュニティ活性化推進計画」の改訂など、地域づくりの推進に取り組むとともに、人口減少・過疎化、防災、鳥獣被害対策など、共通の課題を抱える北部山間地域の振興について、「京北地域活性化企画本部」と連携を図りつつ、局区横断的に企画・調整を行うため、文化市民局地域自治推進室に「地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」及び担当係長を設置する。

(エ) 輝かしい伝統を継承し、世界に誇れる京都市美術館の再整備等を推進する体制の構築

「京都市美術館将来構想」に基づき、基本設計等、具体的な再整備事業を推進するとともに、多彩な展覧会を成功させるため、美術館総務課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(オ) 歴史資料館の移管

今年度末での市政史編さん事業の終了を契機に、歴史資料館（行財政局所管）の次なる展開として、考古資料館など、関係機関との連携強化を図り、京都の歴史資産を保全、発信していく施設へと発展させるため、関連施設を所管する文化市民局へ移管する。

オ 産業観光局関係**(ア) 「ソーシャル・イノベーション・クラスター構想（SOIC 構想）」を推進する体制の構築**

市民、企業、NPO、大学など多種多様な組織や個人が、京都を舞台に社会的課題の解決に挑戦し、効率性や競争原理とは異なる価値観を国内外に向けて発信していく、全国初の取組である「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を立ち上げ、ソーシャルビジネス起業認定制度や、ソーシャル・イノベーション・サミットの開催などを強力に推進していくため、商工部中小企業振興課に「ソーシャル・イノベーション創出支援係長」を設置する。

(イ) 中央卸売市場第一市場の再整備を推進する体制の構築

京都駅西部エリアの活性化，京の食文化継承と発展などの機能を担う，中央卸売市場第一市場の再整備を，専任の体制でスピード感を持って進めるため，「市場整備推進課」を設置し，平成 27 年度以降，「第一市場施設整備基本計画」に基づいた各施設の設計に着手する。

同課に「技術担当課長」を設置するとともに，次に掲げる職を設置する。

- a 計画推進係長（再整備計画の推進）
- b 仲卸経営指導係長（仲卸業者の経営指導等）
- c 技術係長（施設整備の推進）

(ウ) 季節感やおもてなしの心，本物へのこだわりにあふれる「京の食文化」の魅力を発信する体制の構築

食にまつわる催し等での「京の食文化」の普及や観光資源としての積極的な活用を通じて，季節感やおもてなしの心，本物へのこだわりや魅力を広く国内外に発信していくため，観光MICE推進室に「京の食文化普及促進課長」を設置する。

また，京都ならではの料理，菓子，お酒，食材，食器，しつらえなどをはじめとする食文化の継承・普及について，総合調整を行うとともに，市内内外に向けた情報発信の強化を図り，観光誘客や消費の拡大，地域の活性化に結び付けるため，庁内横断的な体制として，観光MICE推進室長をチームリーダー，文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長，産業観光局商工部長及び同局農林振興室長をサブリーダーとする「京都の食文化推進プロジェクトチーム」を設置する。

(エ) 経済成長戦略を推進する体制の整備

良質，安定的な雇用の創出を図ることで京都経済を活性化し，更なる経済成長を実現するため，商工部中小企業振興課が所管している雇用創出に関する事務を産業戦略部産業政策課へ移管し，地域産業の振興と雇用創出を一体的に企画立案し，推進する。

(オ) 観光都市としての質の向上を図り，世界における「KYOTO」ブランド確立を図る体制の整備

世界で最も影響力をもつ旅行雑誌のひとつ，「トラベル・アンド・レジャー」誌において，世界で最も訪れてみたい都市に選ばれた京都の魅力を世界中にPRするため，観光MICE推進室に「メディア戦略係長」を設置し，雑誌・テレビ・インターネットなど，メディアを活用した観光情報の発信に強力に取り組む。

また，観光客誘致戦略の策定事務（国内戦略係長所管）を観光誘客誘致係長に移管し，戦略の策定から事業の実施までを一体的に推進する体制を構築する。

これに伴い，「国内戦略係長」を廃止する。

(カ) 「京都市プレミアム商品・サービス券」を生かした京都経済の活性化を推進する体制の構築

市民及び観光客への消費喚起、伝統産業振興や商店街をはじめとした中小企業の振興、子育て世代への支援などを目的とする「京都市プレミアム商品・サービス券」の発行を円滑に実施し、京都経済の更なる活性化を推進するため、商工部商業振興課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(キ) 2016 年 G8 サミットにおける関係会合誘致に向けた体制の整備

2016 年に開催予定の主要国首脳会議（サミット）の関係会合を市内に誘致するとともに、国内外のプレス関係者への取材活動支援や関係会議成功に向けた記念シンポジウム、セミナーの開催などを実施していくため、観光 M I C E 推進室に担当課長を増員し、体制を強化する。

カ 保健福祉局関係**(ア) 府市共同による「京都動物愛護センター」の設置**

平成 26 年 12 月に策定した「京都動物愛護憲章」の理念である、「動物のことを思い、学び、正しく関わり合い、最後まで絆を大切にし、人にも動物にも心地よいまちづくり」を実現するため、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深める取組の拠点施設として、「京都動物愛護センター」を府市共同で設置する。

これに伴い、「家庭動物相談所」を廃止する。

(イ) 人と動物とが共生する社会の実現に向けた取組を効果的に推進する体制の構築

「生活衛生」と「動物愛護」の 2 つの観点からの取組が求められる「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」等の運用などを通じて、人と動物とが共生する社会の実現に向けた取組を効果的に推進するため、保健衛生推進室保健医療課が所管している動物愛護関連事務を同室生活衛生課に移管する。

これに伴い、保健医療課の「動物愛護係長」及び「事業推進係長」を生活衛生課に移管する。

(ウ) 社会保障制度の適正化を強力に推進する体制の構築

障害福祉サービス、介護サービスなどを実施する社会福祉関係事業者への指導及び監督に関する業務（監査指導課所管）と、生活保護法に基づく指導及び監督に関する業務（適正給付推進課所管）を一体的に推進し、社会保障制度全体の適正な運営を実現するため、保健福祉部適正給付推進課及び同部監査指導課を統合し、「監査適正給付推進課」を設置する。

加えて、生活保護法等による診療報酬の審査及び決定に関する業務（医務審査課所管）を同課に移管し、指定医療機関が実施する診療報酬請求が適正に行われるよう、一体的な指導監督体制を構築する。

(イ) 医務審査課の廃止

上記(ウ)記載の診療報酬の審査等の事務の移管に加えて、保健衛生推進室医務審査課が所管する京都市立病院機構との連絡調整などの業務を同室生活衛生課に移管する。

これに伴い「医務審査課」を廃止するとともに、生活衛生課の名称を「医務衛生課」に改称する。

(ロ) 子ども・子育て支援新制度に係る施策を円滑に執行するための体制の整備

平成 27 年 4 月から運用を開始する子ども・子育て支援新制度の実施に向け、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる施策の点検・評価・見直しを「京都市子ども・子育て会議」において実施するため、同会議を担当する子育て支援部児童家庭課に担当課長を増員し、体制を強化する。

(ハ) 身体障害者リハビリテーションセンターの再編

身体障害者リハビリテーションセンターでは、平成 25 年度に策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、新たなニーズである高次脳機能障害者への支援や、障害のある方の在宅生活を支える事業者支援にその役割を切り替えることから、附属病院及び補装具製作施設を廃止することとしている。

これに伴い、「診療科」、「看護科」及び「訓練科」を廃止する。

また、同センターの名称を「地域リハビリテーション推進センター」に、管理課の名称を「企画課」に改称するとともに、「支援施設課」を設置し、高次脳機能障害者に係る自立訓練や短期入所などの支援を強力に推進する。

(ニ) ごみ屋敷等の問題に地域との共汗で取り組む体制の構築

平成 26 年 11 月に制定された「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」に基づく、ごみ屋敷等に対する取組を着実に推進していくため、保健福祉部保健福祉総務課に担当係長を増員し、体制を強化する。

また、ごみ屋敷等の不良な生活環境への対応を地域との共汗で推進するため、増員した係長を各区役所・支所に兼職させる。

(ホ) 九条保育所及び吉祥院保育所の廃止

平成 27 年 4 月に九条保育所及び吉祥院保育所を民間保育園に移管することに伴い、本市の組織としての「九条保育所」及び「吉祥院保育所」を廃止する。

キ 都市計画局関係**(7) 屋外広告物の適正化の推進と、優良な広告景観の創出に向けた体制の整備**

残る 2 割の違反広告物の適正化や、優良広告物の顕彰制度の実施など、京都らしい広告景観の創出に向けた取組を更に推進する必要があるため、同室の名称を「広告景観づくり推進室」に改称するとともに、同室に屋外広告物の更新許可の審査等を担当する「広告物審査課長」を設置し、広告物指導課長を「広告物適正化課長」に改称し、「広告物法的措置課長」を廃止する。

(イ) 京町家の保全・活用を総合的に推進する体制の整備

京都の歴史・文化・まちなみの象徴である京町家の保全状況についての実態把握、地域特性に応じた保全手法の検討や保全・活用に向けた機運を高める事業等の企画、さらには京町家所有者等からの維持・継承等に伴う相談窓口としての役割を担うとともに、都市景観・文化財保護・産業・観光振興等、京町家に関わる各分野の施策を融合し、効果的な京町家の保全・活用を推進するため、まち再生・創造推進室に「京町家保全活用課長」及び「京町家保全活用係長」を設置する。

(ウ) ニュータウンの活性化を検討する体制の構築

向島ニュータウンや洛西ニュータウンにおける、急激な少子高齢化、ライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化、市営住宅等の老朽化といった様々な課題の解決を目指し、土地利用計画の見直しなど住環境の向上を図る取組にとどまらず、子育て・教育環境の整備、地域コミュニティの活性化など、多角的・総合的な視点からまちづくり全体のあり方の検討を進めていくため、都市総務課に「ニュータウン企画調整担当課長」及び「企画調整係長」を設置する。

(イ) 公共建築部の再編

市庁舎や美術館、中央卸売市場第一、第二市場の整備など、大型施設の整備案件や、今後増加が見込まれる 2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の開催を見据えた各局の事業推進に伴う施設整備案件等を、効率的かつ効果的な執行体制のもと強力で推進するため、設計から工事までの一貫的な執行体制の構築に重点を置き、次のとおり公共建築部を再編し、それぞれの課に次に掲げる職を設置する。

a 公共建築企画課（公共建築物の建築等に係る総合的な技術支援）

- (a) 調査係長
- (b) 建築企画第一、第二係長
- (c) 電気企画係長
- (d) 機械企画係長
- (e) 建築技術監修係長
- (f) 電気技術監修係長
- (g) 機械技術監修係長

b 公共建築建設課（新改築設計及び工事監理）

- (a) 建築第一～第六係長
- (b) 電気第一、第二係長
- (c) 機械第一、第二係長
- (d) 大型施設建築係長
- (e) 大型施設電気係長
- (f) 大型施設機械係長

c 公共建築整備課（改修設計及び工事監理）

- (a) 建築整備第一～第三係長
- (b) 電気整備第一，第二係長
- (c) 機械整備第一，第二係長

ク 建設局関係**(7) 安心，安全，快適なまちづくりの実現に向けた自転車政策を推進する体制の整備**

だれもが安心して心地よく行き交うことができる世界トップレベルの自転車共存都市を目指し，新たに策定した「京都・新自転車計画」に掲げる施策を総合的かつ一体的に推進するため，自転車の交通安全教室の開催やマナー啓発などの取組を文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課から自転車政策推進室に移管するとともに，道路建設部道路環境整備課が所管する自転車走行環境整備に係る計画業務を同室へ移管する。

また，同室に担当係長を増員し，体制を強化する。

(4) 市民の暮らしを守る河川整備体制の構築

河川の整備及び維持管理を，より効率的かつ効果的に実施し，更なる治水安全度の向上を図るため，各土木事務所で実施している日常の河川維持管理及び改修における統括機能を土木管理部土木管理課から同部河川整備課に移管するとともに，河川整備課に担当係長を増員し，体制を強化する。

(5) 円山公園における不法占用等の適正化を推進する体制の整備

京都有数の観光地である円山公園の再整備に向け，ハード面の整備事業を推進するとともに，公園内の不適正な便益施設等の実態調査や関係者への指導を強化し，同公園の適正化を進めるため，みどり政策推進室に「公園適正化担当課長」及び担当係長を増員し，体制を強化する。

(6) みどり管理事務所の体制整備

公園利用に関する指導業務（指導係長所管）と公園遊具等の維持修繕業務（業務係長所管）を一体的に執行し，即応性や機動性の向上を図るため，みどり管理事務所に設置する「指導係長」及び「業務係長」を廃止し，新たに「維持監理第一係長」及び「維持監理第二係長」を設置するとともに，維持係長の名称を「技術係長」に改称する。

(7) 南部区画整理事務所の体制整備

市街地整備課が所管する土地区画整理事業の施行に伴う損失補償費の算定事務を南部区画整理事務所に移管し，補償担当と積算担当の連携を強化することで，土地区画整理事業のより円滑な推進を図る。

これに伴い，市街地整備課に設置している「積算係長」を南部区画整理事務所に移管する。

(カ) 防災・減災担当局長の名称変更

防災・減災担当局長について、同局長が担当する事務に相応しい名称とするため、「土木技術・防災減災担当局長」に改称する。

ケ 区役所関係**(7) 左京区役所岩倉出張所の廃止**

左京区役所岩倉出張所が岩倉証明書発行コーナーに移行することに伴い、同出張所を廃止する。

(イ) 税業務の効率的な執行体制を実現する体制の構築（再掲）

各区役所・支所において実施している固定資産税賦課業務を集約し、市税事務所に新たに設置する「固定資産税室」として再編する。

市税事務所の支所として徴収業務及び税証明発行業務等を行う「税務センター」を各区役所・支所の庁舎内に設置する。

これらに伴い、各区役所・支所「固定資産税課」、「課税課」及び「納税課」を廃止する。

(ウ) ごみ屋敷等の問題に地域との共汗で取り組む体制の構築（再掲）

ごみ屋敷等の不良な生活環境を生じさせている市民に対しての指導や説得を通じて、支援対象者との人間関係を構築し、自主的な解決を図るため、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課に増員した係長について、各区役所・支所に兼職させる。

コ プロジェクトチーム**(7) プロジェクトチームの設置**

複数の分野にまたがる行政課題について、庁内の連携により、計画、方針等の調査、企画等を行うため、次のプロジェクトチームを設置する。

- a 京都駅東南部エリア活性化推進プロジェクトチーム
- b 京都の食文化推進プロジェクトチーム
- c ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム

(イ) プロジェクトチームの廃止

以下のプロジェクトチームについては、それぞれが担当する計画、方針の策定等が終了し、その役割を終えたため、廃止する。

- a 公共施設マネジメント推進プロジェクトチーム
- b 京都の食文化継承・普及プロジェクトチーム
- c ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム
- d 子ども・子育て支援新制度検討プロジェクトチーム
- e 犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム
- f ペット霊園対策検討プロジェクトチーム
- g 自転車政策推進プロジェクトチーム

(5) 組織数及び異動規模

ア 組織数

| | | 改正前 | 改正後 | 差引増減 | | |
|-------|-----|---------------------------|--------------------------|-----------|-----|------|
| 本 庁 | | 8局 48部・室 79課 | 8局 50部・室 75課 | 2部・室増 4課減 | | |
| 会 計 室 | | 1室 | 1室 | 増減なし | | |
| 事業所 | 第1類 | 10所 28課 | 11所 44課 | 1所増 16課増 | | |
| | 第2類 | 36所 | | 増減なし | | |
| | 第3類 | 24所 | | 2所減 | | |
| 区 役 所 | | 11区 3支所 56部・室 123課 15所 | 11区 3支所 56部・室 85課 14所 | 38課減 1所減 | | |
| | | | | 計 | 局相当 | 増減なし |
| | | | | | 部相当 | 3増 |
| | | | | | 課相当 | 26減 |
| | | | | | 係相当 | 3減 |

イ 人事異動総数及び内訳

| | | 26年度 | 27年度 |
|---------|-----------|------------------|------------------|
| 異 動 総 数 | | 957人 (うち昇任 394人) | 918人 (うち昇任 288人) |
| 内 | 局 長 級 | 23人 (うち昇任 10人) | 19人 (うち昇任 10人) |
| | 部 長 級 | 73人 (うち昇任 40人) | 62人 (うち昇任 25人) |
| 訳 | 課 長 級 | 224人 (うち昇任 91人) | 229人 (うち昇任 61人) |
| | 課 長 補 佐 級 | 139人 (うち昇任 95人) | 130人 (うち昇任 70人) |
| | 係 長 級 | 498人 (うち昇任 158人) | 478人 (うち昇任 122人) |

2 消防局の人事異動（4 月 1 日付け）

人事異動総数及び内訳

| | | | | |
|---|---|---|-------|----------------------|
| 異 | 動 | 総 | 数 | 140 人 |
| 内 | 局 | 長 | 級 | 0 人 |
| | 部 | 長 | 級 | 7 人（うち昇任 3 人，昇格 2 人） |
| 訳 | 課 | 長 | 級 | 40 人（うち昇任 17 人） |
| | 課 | 長 | 補 佐 級 | 36 人（うち昇格 26 人） |
| | 係 | 長 | 級 | 57 人（うち昇任 26 人） |

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 市バス・地下鉄の更なる増収増客

平成 26 年度に新設した局長級ポストの「理事」を中心に、地下鉄経営健全化の重要な柱である 1 日 5 万人増客と駅ナカビジネスの積極的な展開などの増収策をより強力に推進するとともに、旅客動向の的確な分析を行い、更なる市バス・地下鉄の増客策を構築するため、営業推進室に「営業調査課長」及び「旅客動向分析係長」を新設した。

イ 「全国一のお客様サービス」の実践

平成 26 年度に設置した、次長をチームリーダーとする「全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム」を中心に、「市バス・地下鉄お客様サービス向上サポート会議」による外部評価や提言を踏まえ、全国、世界から京都にお越しになるお客様に心のこもったサービスが提供できるよう、引き続き、交通局の総力を挙げた取組を展開した。

ウ IC カードの利用促進

お客様に市バス・地下鉄をより便利にご利用いただけるよう、IC カードの利用促進に向けた取組を推進するため、営業推進室に「IC カード促進係長」を新設した。

エ 組織の統合

地下鉄の運行に必要な電力供給設備の保守業務を所管する高速鉄道部電気 課姉小路電力区（烏丸線）と醍醐電力区（東西線）を統合し、業務を一元化することにより、業務執行の効率化を図るとともに、烏丸線・東西線両線の保守業務に精通した職員を育成した。

(2) 組織数

| 区分 | 26 年度 | 27 年度 | 増減 |
|-----|-------------|-------------|----|
| 部相当 | 3 部 1 室 | 3 部 1 室 | — |
| 課相当 | 11 課, 9 事業所 | 11 課, 9 事業所 | — |

(3) 人事異動総数及び内訳

| 異 動 総 数 | | 39 人（うち昇任 14 人） |
|---------|-----------|-----------------|
| 内 訳 | 局 長 級 | 0 人 |
| | 部 長 級 | 3 人（うち昇任 0 人） |
| | 課 長 級 | 7 人（うち昇任 2 人） |
| | 課 長 補 佐 級 | 6 人（うち昇任 3 人） |
| | 係 長 級 | 23 人（うち昇任 9 人） |

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 次期経営ビジョンの策定の推進

上下水道事業を取り巻く情勢の変化に対応し、水循環基本法や国の「新水道ビジョン」、「新下水道ビジョン」を踏まえた平成 30 年度以降の新たな経営計画の策定を押し進めるため、「総務部経営ビジョン策定担当部長」を設置した。

イ 山間地域の上下水道事業の統合

山間地域の上下水道事業について、国の方針に基づく平成 28 年度末の簡易水道事業の水道事業への統合とともに、特定環境保全公共下水道事業の公共下水道事業への経営統合を円滑かつ確実に実施するため、「技術監理室担当部長」を設置するとともに、同担当部長をリーダーとする「地域事業統合プロジェクトチーム」を設置した。

ウ 営業所の再編

上下水道に関する総合窓口である営業所について、より一層効率的な業務執行体制に向けて、現在の 9 営業所体制から 7 営業所体制に再編し、「北営業所」と「丸太町営業所」を統合して「北部営業所」を、「九条営業所」と「伏見営業所」を統合して「南部営業所」を設置した（平成 27 年 5 月 7 日実施）。

エ 水道管路の一元的な管理

水道管路の一元的な管理による効率的な維持管理や漏水発生時の対応の迅速化を図るため、営業所の給水工事関係業務を水道管路管理センターに移管・集約し、同センターに「北部給水工事課」、「南部給水工事課」を設置した。

(2) 人事異動

主要ポストに意欲・能力・実績を備えた職員を積極的に登用するとともに、本庁課と事業所との交流、女性職員の登用、局内公募制度の活用等によって、強力な執行体制を構築した。また、市長部局との人事交流を継続して実施し、京都市行政全体の更なる連携を推進した。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

| | | 改正前 | 改正後 | 増減 |
|-------|-----|----------|----------|------|
| 上下水道局 | 本庁 | 3部・2室15課 | 3部・2室15課 | 増減なし |
| | 事業所 | 25所 | 23所 | 2減 |

イ 人事異動総数及び内訳

| | | | | |
|--------|---|---|-------|------------------|
| 異 | 動 | 総 | 数 | 102 人（うち昇任 50 人） |
| 内 訳 | 局 | 長 | 級 | 0 人（うち昇任 0 人） |
| | 部 | 長 | 級 | 7 人（うち昇任 4 人） |
| | 課 | 長 | 級 | 22 人（うち昇任 16 人） |
| | 課 | 長 | 補 佐 級 | 30 人（うち昇任 21 人） |
| | 係 | 長 | 級 | 43 人（うち昇任 9 人） |

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 新教育委員会制度への移行について

本市教育委員会では、委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置や市長と教育委員会が十分な意思疎通を行う「総合教育会議」の開催等の新教育委員会制度に平成 27 年 4 月 1 日から移行した。4 月 9 日に第 1 回「京都市総合教育会議」を開催し、その後、PTA 等の参画を得た「拡大版京都市総合教育会議」を開催するなど、教育行政における責任体制の明確化や市長と教育委員会との連携の強化等をこれまで以上に進める新制度の趣旨を十分に踏まえた教育行政を推進した。

イ 幼児教育推進体制の充実

平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、学校指導課とこどもみらい館の体制を整備した。

学校指導課に幼児教育を担当する「担当課長補佐」を新設するとともに、こどもみらい館総務課に「担当課長補佐」と「担当係長」を新設（共に学校指導課職員が兼職）し、幼児教育・保育を総合的に提供する幼保連携型認定こども園への移行検討や本市の幼児教育・保育の質・量の向上を図るための方策の検討など、保健福祉局と一層密に連携して取り組んだ。

ウ 道徳の教科化を見据えた研究・実践

国において平成 30 年度を目途に道徳の教科化が進められる中、教育委員会関係課による「道徳教育推進プロジェクトチーム」を新設し、道徳の時間の教科化に向けた教育課程の位置づけや評価のあり方等について先行して研究、実践に取り組んだ。

エ 学校統合推進室の体制強化

(ア) 伏見区向島小中一貫教育校開設準備室の設置

向島地域の 3 小学校（向島二の丸小、二の丸北小、向島南小）を統合し、向島中学校との伏見区初となる新たな小中一貫教育校の平成 31 年度の開校を目指し、「伏見区向島小中一貫教育校開設準備室」（課相当）を新設した。

(イ) 少子化に伴う学校の小規模校化が一層進む状況の下、教育上の課題解決に向けた保護者・地域による統合協議への支援や、統合に向けた教育環境整備によりきめ細やかに対応していくため、学校統合推進室の組織体制を強化した。

係長・係員各 1 名の増員と同時に学校跡地活用事務を市長部局に移管することにより、課長一係長のラインを 1 ライン増やし 4 ラインとした。

オ 県費負担教職員の給与等移譲に向けた体制整備

小中学校等の教職員の給与等負担や、教職員定数、学級編制基準等の決定権限が、道府県から指定都市に、平成 29 年度を目途に移譲されることを見据え、学校事務支援室の体制を平成 26 年度に続き増強し、給与制度の構築や移譲される教職員約 7,500 人分を加えた給与支給システムの円滑かつ効率的な導入を図った。

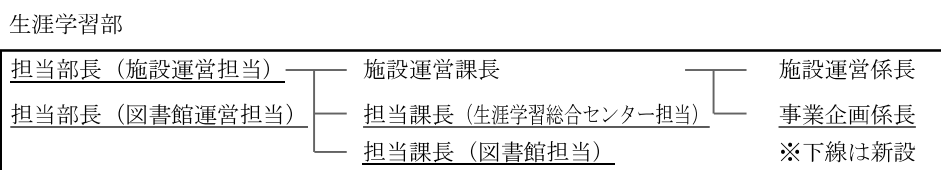
- [平成 26 年度] 学校事務支援室 課長補佐 1 増
教職員人事課 課長補佐 1 増・係員 1 増
- [平成 27 年度] 学校事務支援室 担当係長 1 増

カ 学校施設の整備充実に向けた体制整備

公共施設の効率的かつ効果的な維持修繕を計画的に実施し、公共施設の保全・長寿命化を進める「京都市公共施設マネジメント基本計画」が平成 27 年 3 月に策定されたことを踏まえ、教育環境整備室に担当課長補佐を新設し、市保有施設全体の約 35%（延床面積ベース）を占める学校施設のマネジメント計画の策定に向けて取り組んだ。

キ 生涯学習総合センター及び図書館の一体的・効率的運営に向けた組織改編

生涯学習総合センター及び図書館では、運営方針の決定や施設管理等の根幹業務を生涯学習部施設運営担当で担い、生涯学習事業の実施を(公財)生涯学習振興財団に業務委託しているが、生涯学習総合センターと図書館をより一層一体的に運営することで、同財団による事業実施の効率性をさらに高めるため、生涯学習部施設運営担当の体制強化を図った。



※ 担当部長 2 ポストは理事の事務取扱、図書館担当課長・事業企画係長には図書館派遣職員を充てるなど一体運営を進めた。

ク 退職校長の活用，職員削減等

教育委員会事務局では、教育職 4 ポストに学校現場等で実績を挙げた退職校長を新たに嘱託起用するなど、総人件費を抑制することにより、新たな行政課題への対応のため、教育職、行政職の増員を図った（教育職 1 減，行政職 4 増）。

なお、学校・幼稚園では、技能労務職員 20 名の削減など計 30 名を削減し、教育委員会全体で 27 名の職員削減を行った。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

| | | 事務局内部 の異動 | 市長部局 への転任 | 市長部局等 からの転入 | 退 職 | 合 計 |
|---------|-------|--------------|--------------|----------------|-----|-----|
| 異 動 総 数 | | 68 | (5) | 4 | 4 | 76 |
| 内 訳 | 局 長 級 | 4 | — | — | 1 | 5 |
| | 部 長 級 | 10 | — | — | — | 10 |
| | 課 長 級 | 20 | (3) | 1 | 2 | 23 |
| | 課長補佐級 | 13 | (1) | — | 1 | 14 |
| | 係 長 級 | 21 | (1) | 3 | — | 24 |

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

| | | 事務局内部 の異動 | 学校等から の転入 | 退 職 | 合 計 |
|---------|---------------------|--------------|--------------|-----|-----|
| 異 動 総 数 | | 11 | 52 | 10 | 73 |
| 内 訳 | 局 長 級 | — | — | — | 0 |
| | 部 長 級 | 2 | — | 1 | 3 |
| | 課長・人事主事・ 首席指導主事等 | 4 | 13 | 8 | 25 |
| | 指導主事等 | 5 | 39 | 1 | 45 |

第 4 市財政について

1 平成 27 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 予算の基本姿勢

- (ア) 平成 27 年度当初予算は、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の有利な財源を活用した 26 年度 2 月補正予算と一体となって、京都が誇る優れた文化力、歴史力、地域力、さらには、人間力を最大限に活かし、参加と協働により東京一極集中を打破し、「人口減少社会」に挑戦する予算
- (イ) 「はばたけ未来へ！ 京プラン」に掲げる未来像を実現していく実施計画の総仕上げとして、これまで着実に積み上げてきたものが結実し、花開く積極予算

イ 予算編成に当たって重視した視点

- (ア) 観光、大学、産学公連携、中小企業など京都の強みを活かし、国の政策を先取りする気概で京都経済を活性化し、安定した雇用を創出
- (イ) 京都の誇る文化・芸術、景観などの魅力に磨きをかけ、世界の文化首都として、都市格を更に向上。日本のこころのふるさと、精神文化の拠点都市として、日本の「こころの創生」を牽引
- (ウ) 「京都で子育てして良かった」、「京都で学んで良かった」と実感できる全国トップレベルの子育て環境、教育環境を一層充実
- (エ) 防災・減災対策の強化、市民ぐるみの安心安全のまちづくりの推進など、地域と一体となったいのちと暮らしを守る取組を加速化

ウ 積極予算として編成（予算規模）

一般会計（7,504 億円）は過去 2 番目の規模となる積極予算

※ 過去最高は、平成 22 年度の 7,687 億円（預託金除く 6,387 億円）

- (ア) 全会計は実質 608 億円※（3.9%）の増（~~26~~15,564→~~27~~16,172 億円）

※ 次の要素は除いている。②の一般会計も同様

中小企業融資制度預託金の減（△80 億円）：企業の資金ニーズに応じて減

- (イ) 一般会計は 189 億円※（2.9%）の増（~~26~~6,555→~~27~~6,744 億円）

来年度から始まる子ども・子育て支援新制度等の社会福祉関係予算、橋りょうや住宅の耐震化などの防災・老朽化対策、保育所や学校施設の整備などに必要な予算をしっかりと確保

< 予算規模 >

(単位：億円，%)

| 区 分 | 平成27年度(案) | 平成26年度 | 対前年度増△減 | |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------|
| | | | 増△減額 | 増△減率 |
| 全 会 計 | 16,932 (16,172) | 16,404 (15,564) | 528 (608) | 3.2 (3.9) |
| 一 般 会 計 | 7,504 (6,744) | 7,395 (6,555) | 109 (189) | 1.5 (2.9) |
| 特 別 会 計 | 6,893 | 6,428 | 465 | 7.2 |
| 公 営 企 業 会 計 | 2,535 | 2,581 | △46 | △1.8 |

※ 下段()内は、中小企業融資制度預託金の影響を除いた実質的な増減比較を行う場合の金額

< 増減の大きい主な事業 >

(単位：億円)

[一般会計]

京都経済の活性化，安定した雇用の創出

企業立地促進助成 + 3(26 2 → 27 5)

農林業施設(トマト栽培施設・木材加工施設)建設助成

+ 5(26 - → 27 5)

中小企業融資制度預託金

△80(26 840 → 27 760)

※ 利率引き下げ，より利用しやすくするための融資制度の簡素化など，事業内容充実

世界の文化首都として，都市格を更に向上

ロームシアター京都(京都会館)オープニング事業 + 2(26 0 → 27 2)

京都会館再整備 + 16(26 36 → 27 52)

西京極総合運動公園の計画的改修 + 4(26 0 → 27 4)

子育て環境，教育環境，福祉などの一層の充実

児童福祉(子ども・子育て支援新制度等) + 57(26 768 → 27 825)

新工業高校整備 + 37(26 0 → 27 37)

介護保険(繰出金) + 12(26 173 → 27 185)

介護基盤施設整備 + 6(26 11 → 27 17)

国民健康保険(繰出金) + 10(26 156 → 27 166)

生活保護費 △12(26 780 → 27 768)

防災・減災対策の強化，市民ぐるみの安心安全のまちづくりの推進

消防団報酬制度の創設 + 2(26 - → 27 2)

市営住宅ストック総合活用事業 + 19(26 10 → 27 29)

橋りょう耐震補強・老朽化修繕 + 10(26 31 → 27 41)

道路・公園照明灯のLED化 + 9(26 9 → 27 18)

[特別会計]

国民健康保険事業特別会計 + 225(26 1,528 → 27 1,753)

介護保険事業特別会計 + 65(26 1,175 → 27 1,240)

都市基盤整備（投資的経費）予算については、27 年度当初予算のみで 704 億円、対前年度当初予算比で 53 億円（8.1%）の増。過去 2 年間、国の経済対策に呼応した 2 月補正予算と当初予算の合計で確保してきた 700 億円程度の規模を当初予算のみで確保。国の経済対策に係る投資予算が縮小された中で、2 月補正予算も計上し、引き続き、切れ目のない公共工事発注を推進
 <都市基盤整備（投資的経費）予算>

24 当初 539 億円

→24 年度 2 月補正 115 億円+25 当初 599 億円=714 億円

→25 年度 2 月補正 54 億円+26 当初 651 億円=705 億円

→26 年度 2 月補正 11 億円+27 当初 704 億円=715 億円

エ 財政構造改革も引き続き前進（政策と財政構造改革を一体として推進）

(7) 徹底した行財政改革の断行等により財源不足額を大幅に圧縮し、重要課題に重点的に財源を配分

a 昨年 10 月の予算編成前段階では、引き続き社会福祉関係経費の増等により、財源不足見込みは 198 億円

b 財政構造改革を全庁を挙げて徹底的に推進

(a) 一般会計において、職員数を約 150 人削減（財政効果 12 億円）。この 4 年間で約 720 人を削減し、京プラン実施計画の削減目標 600 人を上回る見込み。

全会計でもこの 4 年間で約 830 人を削減し、実施計画の削減目標 700 人を上回る見込み。全会計の職員数は、約 13,210 人となる見込みで、19 年度の 16,153 人と比較すると、この 8 年間で約 2,940 人の削減となる。

(b) 事務事業見直し等により 33 億円の財源を確保（公営企業等においても更なる経営改善により、一般会計の負担を軽減）

(c) 予算編成前段階で設定した次の 4 つの目標を遵守し、目標の 70 億円を上回る 81 億円の財源を捻出（上記(a), (b)の財政効果を含む）

- ・ 職員数の削減や給与制度等の点検、見直し
- ・ 市債残高の縮減等による財源確保
- ・ 事業見直し等による財源確保
- ・ 資産有効活用等による財源確保

(d) 局横断的な予算枠である政策的新規・充実事業予算枠、給与費枠、投資枠、消費等枠のいずれにおいても予算配分目安額の範囲内で予算を編成

c 国の経済政策と本市の成長戦略があいまって、市税収入は増加

税制改正の影響で法人市民税は減収となるものの、個人市民税と固定資産税は増収となり、市税収入は 2,522 億円。昨年 10 月段階では 26 年度予算から減と見込んでいたが、現時点での景気を勘案し 9 億円の増加（昨年 10 月の予算編成前段階の見込みに対し、35 億円の増）など

d これらの結果、「特別の財源対策」は、京プラン実施計画における目標の「概ね 100 億円」に対し、74 億円にまで圧縮

(参考 1) 市税収入の状況

(単位：億円，%)

| 区 分 | 27年度 予算案 | 26年度 当初 | 差引増△減 | |
|-------------|-------------|------------|-------|-------|
| | | | 増△減額 | 増△減率 |
| 市税 | 2,522 | 2,513 | 9 | 0.4 |
| うち個人市民税 | 815 | 801 | 14 | 1.7 |
| うち法人市民税 (※) | 287 | 302 | △ 15 | △ 5.0 |
| うち固定資産税 | 1,010 | 1,002 | 8 | 0.8 |

※ 税制改正により、法人住民税の税率が引き下げられる一方で、この引下げ分に相当する税額が国税として徴収されることとなった。国税として徴収される税額は、全額地方交付税の原資となる。この税率引下げによる、本市の平成 27 年度法人市民税の減収影響額は△29 億円と見込まれる。

(参考 2) 一般財源収入の状況

(単位：億円，%)

| 区 分 | 27年度予算案 | 26年度当初 | 対前年度増△減 | |
|---------------|---------|--------|---------|------|
| | | | 増△減額 | 増△減率 |
| 市 税 | 2,522 | 2,513 | 9 | 0.4 |
| 地方譲与税・府税交付金 | 406 | 320 | 86 | 26.9 |
| 地方交付税・臨時財政対策債 | 914 | 1,006 | △92 | △9.1 |
| 地方特例交付金その他 | 21 | 21 | — | — |
| 一般財源収入総額 | 3,863 | 3,860 | 3 | 0.1 |

※ 27 年度の地方譲与税・府税交付金には、平成 26 年 4 月からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増 (113 億円) を含む。この増収分 (113 億円) については、全額、社会保障の維持と更なる充実のために活用する。

(イ) 全会計・一般会計とも、国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除いた実質市債残高を着実に縮減

※ 京プラン実施計画における「生産年齢人口 1 人当たりの実質市債残高を 22 年度決算から増加させない」という 27 年度決算までの縮減目標を 25 年度決算において前倒しで達成した上で、更なる縮減を進める。

一般会計：目標 500 億円縮減 → 27 末 686 億円縮減

全会計：目標 1,000 億円縮減 → 27 末 1,511 億円縮減

<全会計>

27 年度中の発行 (借入) 予定額 989 億円

27 年度中の償還 (返済) 予定額 1,173 億円

差 引 184 億円 を縮減

26 末 1 兆 8,100 億円 → 27 末 1 兆 7,916 億円

(ピーク時の 14 年度からは 3,041 億円の縮減)

※1 生産年齢人口 1 人当たり実質市債残高

22 末 202 万円 → 27 末 195 万円

※2 市民 1 人当たり実質市債残高

22 末 132 万円 → 27 末 122 万円

<一般会計>

27 年度中の発行(借入) 予定額 542 億円

27 年度中の償還(返済) 予定額 577 億円

差 引 35 億円 を削減

26 末 9,166 億円 → 27 末 9,131 億円

(ピーク時の 20 年度からは 701 億円の縮減)

※1 生産年齢人口 1 人当たり実質市債残高

22 末 102 万円 → 27 末 100 万円

※2 市民 1 人当たり実質市債残高

22 末 67 万円 → 27 末 62 万円

(ウ) 公営企業会計、特別会計も含めた連結ベースでの財政健全化を強力に推進

a 地下鉄事業は、着実な収支改善

- ・ 旅客数を着実に増やし、27 年度は 358 千人/日で、26 年度予算から 9 千人増。5 万人増客の目標(30 年度まで)である 375 千人まであと 17 千人

<旅客数推移(実績) : 千人/日>

21327→22330→23334→24339→25348 千人

- ・ 1 日当たりの経常赤字額は、18 年度の 4,600 万円から、27 年度予算では 10 分の 1 以下の 400 万円まで大幅に縮小

b 市バス事業は、累積赤字を解消し、一般会計からの任意補助金に頼らない自立した経営をスタートさせる。

- ・ 旅客数を着実に増やし、27 年度は 338 千人/日で、26 年度予算から 1 万人増

<旅客数推移(実績) : 千人/日>

21311→22314→23314→24321→25326 千人

- ・ バス車両は、26 年 3 月の 24 両増車に続き、更に 12 両増車し、計 800 両。ダイヤの充実や利便性の向上で増客を図る、「攻めの経営」を一層推進

c 国民健康保険事業は、本市独自の後発(ジェネリック)医薬品の利用推奨など医療費適正化と徴収率向上等の取組に加え、国による保険者支援制度の拡充による財源を活用することにより、制度創設(昭和 36 年)以来、初めて全ての保険料率(医療分、後期高齢者支援分及び介護分)を引き下げ、一人当たり保険料を 2.5%引き下げる。

エ 政策の推進

財政面における連結の視点はもちろんのこと、政策面においても、一般会計と特別会計、公営企業会計との連携を強化し、全市を挙げて、上記の「1 予算の基本姿勢」、 「2 予算編成に当たって重視した視点」に則り、施策・事業を推進していく。

(2) 市会の審議と予算の成立

平成 27 年度当初予算は、平成 26 年第 2 回定例会(平成 27 年 2 月市会)に提案され、2 月 20 日に市長の提案説明が行われ、2 月 26 日、27 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 15 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 27 日に予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

予算特別委員会では、3 月 2 日の環境政策局(第 1 分科会)、都市計画局(第 2 分科会)、消防局(第 3 分科会)を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 12 日、13 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 19 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 20 日の最終本会議において、27 年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

2 平成 26 年度決算

(1) 決算の概要

ア 全会計の歳出決算規模

| | 25年度 (A) | | 26年度 (B) | | 差引 (B)-(A) | |
|--------|-------------|-----|-------------|-----|---------------|-----|
| | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 |
| 一般会計 | 7,116 | 43 | 7,172 | 77 | 56 | 34 |
| 特別会計 | 6,841 | 82 | 6,276 | 14 | △ 565 | 68 |
| 公営企業会計 | 2,183 | 90 | 2,434 | 82 | 250 | 92 |
| 全会計合計 | 1兆6,142 | 14 | 1兆5,883 | 74 | △ 258 | 40 |

(注)百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

全会計合計の歳出決算規模は、1兆5,883億74百万円で、基金特別会計の廃止など市民生活に直接影響のない要素により、平成25年度から258億40百万円の減となった。

会計別では、一般会計で、京都会館再整備や京都工学院高校整備、上京区総合庁舎整備等の投資的経費や、障害者総合支援費や保育所運営費が増加したことなどにより、平成25年度に比べ56億34百万円の増となった。

特別会計は、介護給付費の増加に伴う介護保険事業特別会計の増のほか、借換債の発行額の増等により市公債特別会計が増となった一方、基金特別会計の廃止に伴う減や、先行取得用地の買戻しの減少に伴う土地取得特別会計の減などにより、平成25年度に比べ565億68百万円の減となった。

また、公営企業会計は、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、退職給付引当金を特別損失に計上したことなどにより、平成25年度に比べ250億92百万円の増となった。

イ 一般会計

(7) 決算規模

| 区 分 | 25年度 | | 26年度 | | 増減 | |
|---------------------------------|---------------------|-----|---------------------|-----|----|-----|
| | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 |
| 歳入総額 | 7,190 | 51 | 7,263 | 19 | 72 | 68 |
| 歳出総額 | 7,116 | 43 | 7,172 | 77 | 56 | 34 |
| 歳入歳出差引額 | 74 | 08 | 90 | 42 | 16 | 34 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (繰越事業費-未収入特定財源) | 54 | 23 | 69 | 24 | 15 | 01 |
| | (210億18百万-155億95百万) | | (213億63百万-144億39百万) | | | |
| 実質収支 | 19 | 86 | 21 | 18 | 1 | 32 |
| 単年度収支 | +1 | 21 | +1 | 32 | | 11 |

(注)百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(イ) 26年度決算の収支

一般会計決算の実質(累積)収支については、平成20年度にリーマンショックの影響により過去最大の赤字となったが、平成22年度決算以降、黒字を維持しており、平成26年度決算においても、平成25年度決算比1億32百万円の増となる21億18百万円の黒字となった。

歳入の根幹を成す市税収入は、2,521 億 19 百万円で、平成 25 年度決算比 76 億 90 百万円、3.1%増となった。これは、企業業績が堅調に推移したことなどにより法人市民税が 47 億 5 百万円増加したことに加え、徴収率が、市民の皆様への納税への御理解と、区役所・支所と本庁が一丸となって推進した滞納市税等対策本部の重点的な取組により、過去最高となった平成 25 年度をさらに+0.3 ポイント上回る 97.9%を達成したことなどによるものである。また、平成 26 年 4 月からの消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金が増となったことから、府税交付金は、平成 25 年度決算比 28 億 88 百万円、11.7%増の 275 億 12 百万円となった。一方で、臨時財政対策債も含めた実質的な地方交付税については、市税や府税交付金の増に伴い、平成 25 年度決算比 63 億 3 百万円、6.0%減の 988 億 98 百万円となった。

これらの結果、一般財源収入は、3,862 億 90 百万円となり、前年度から 58 億 69 百万円増加したものの、ピーク時（平成 12 年度 4,205 億円）から 340 億円以上減少し回復していない状況にあり、本市財政は、公債償還基金の取崩しなどの「特別の財源対策」に依存せざるを得ない極めて厳しい状況にある（平成 26 年度の公債償還基金の取崩し（「特別の財源対策」）：予算 12 億円、決算 9 億円）。このため、平成 26 年度当初予算の編成段階で、総人件費の削減（12 億円）や事業の見直し等による財源確保（40 億円）など、徹底した行財政改革を推進した。とりわけ、最大限の努力を行った職員数の削減については、社会福祉や防災・安全等、必要な部署には必要な人員を配置する一方、業務の効率化や「民間にできることは民間に」を基本とした委託化・民営化などにより職員数の適正化を推進することで、平成 19 年度から 27 年度までの 8 年間において全会計で 2,965 人削減し、この結果、全会計の年間の人件費は 335 億円減少している。さらに、予算執行においても、市税徴収率の向上に加え、徹底した経費の節減に取り組んだ結果、実質収支の黒字を維持・拡大することができた。

なお、市税徴収率のほか、介護保険料(98.4%)、国民健康保険料(93.4%(※))、市営住宅家賃(98.8%)についても、過去最高の徴収率を達成している。

※ 後期高齢者医療が施行され、被保険者の構成が大きく変わった平成 20 年度以降で最高徴収率

ウ 特別会計

(7) 歳出決算規模

| 会計名 | 25年度 | | 26年度 | | 増減 | | 伸び率 % |
|----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|----------|
| | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 3 | 02 | 2 | 66 | △ | 36 | △ 11.9 |
| 国民健康保険事業 | 1,498 | 31 | 1,498 | 18 | △ | 13 | 0.0 |
| 介護保険事業 | 1,114 | 29 | 1,176 | 83 | 62 | 54 | 5.6 |
| 後期高齢者医療 | 161 | 23 | 165 | 79 | 4 | 56 | 2.8 |
| 地域水道 | 9 | 22 | 13 | 23 | 4 | 01 | 43.5 |
| 京北地域水道 | 15 | 60 | 22 | 13 | 6 | 53 | 41.9 |
| 特定環境保全公共下水道 | 14 | 17 | 12 | 45 | △1 | 72 | △ 12.1 |
| 中央卸売市場第一市場 | 21 | 40 | 21 | 77 | | 37 | 1.7 |
| 中央卸売市場第二市場・と畜場 | 7 | 69 | 8 | 43 | | 74 | 9.6 |
| 農業集落排水事業 | | 41 | | 44 | | 3 | 7.3 |
| 雇用対策事業 | 11 | 59 | 9 | 47 | △2 | 12 | △ 18.3 |
| 土地区画整理事業 | 1 | 59 | | 93 | △ | 66 | △ 41.5 |
| 駐車場事業 | 21 | 35 | 19 | 77 | △1 | 58 | △ 7.4 |
| 土地取得 | 86 | 04 | 37 | 72 | △48 | 32 | △ 56.2 |
| 基金 | 764 | 82 | | - | △764 | 82 | 皆減 |
| 市公債 | 3,078 | 31 | 3,252 | 83 | 174 | 52 | 5.7 |
| 市立病院機構病院事業債 | 32 | 76 | 33 | 49 | | 73 | 2.2 |
| 特別会計合計 | 6,841 | 82 | 6,276 | 14 | △ 565 | 68 | △ 8.3 |

(注) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(4) 収支の状況

| 会計名 | 25年度 | | 26年度 | | 増減 | |
|----------------|------|-----|------|-----|----|-----|
| | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 4 | 23 | 5 | 89 | 1 | 66 |
| 国民健康保険事業 | 6 | 71 | 14 | 04 | 7 | 33 |
| 介護保険事業 | 5 | 59 | 10 | 42 | 4 | 83 |
| 後期高齢者医療 | 5 | 99 | 6 | 29 | | 30 |
| 地域水道 | | - | | - | | - |
| 京北地域水道 | | - | | - | | - |
| 特定環境保全公共下水道 | | - | | - | | - |
| 中央卸売市場第一市場 | 5 | 84 | 7 | 80 | 1 | 96 |
| 中央卸売市場第二市場・と畜場 | | - | | - | | - |
| 農業集落排水事業 | | - | | - | | - |
| 雇用対策事業 | | 1 | | 0 | △ | 1 |
| 土地区画整理事業 | 5 | 04 | 5 | 17 | | 13 |
| 駐車場事業 | | - | | - | | - |
| 土地取得 | | - | | - | | - |
| 基金 | | 35 | | - | △ | 35 |
| 市公債 | | 0 | | 1 | | 1 |
| 市立病院機構病院事業債 | | - | | - | | - |
| 特別会計合計 | 33 | 76 | 49 | 62 | 15 | 86 |

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 数値が0の場合は「-」、数値は存在するが百万円未満の端数処理により1未満となる場合は「0」としている。

歳出の決算規模では、高齢化の進展等により、介護保険事業が対平成 25 年度比 +5.6%，62 億 54 百万円の増となったほか、市公債特別会計が、借換債の発行額の増等により、対平成 25 年度比 +5.7%，174 億 52 百万円の増となった。

一方、土地取得特別会計が、先行取得用地の買戻しの減少により対平成 25 年度比 Δ 56.2%，48 億 32 百万円の減となったほか、基金特別会計を平成 25 年度末に廃止したことにより 764 億 82 百万円の減となった。

収支状況については、国民健康保険事業において、徴収率の向上や退職者医療制度における資格適用の強化などにより、平成 10 年度以来の累積赤字を解消した平成 25 年度決算と比較して、7 億 33 百万円の収支が改善し、累積黒字を 14 億 4 百万円に拡大することができた。しかし、約 10 億円の国庫負担金が平成 26 年度に過大交付されており、これを平成 27 年度に返還する必要がある。

エ 公営企業会計

(7) 歳出決算規模

| 会計名 | | 25年度 (A) | | 26年度 (B) | | 増減 (B) - (A) | | 伸び率 |
|----------|-------|-------------|-----|-------------|-----|-----------------|-----|--------------|
| | | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | |
| 水道事業 | 収益的支出 | 272 | 38 | 323 | 29 | 50 | 91 | 18.7 |
| | 資本的支出 | 258 | 62 | 243 | 12 | Δ 15 | 50 | Δ 6.0 |
| | 計 | 531 | 00 | 566 | 42 | 35 | 41 | 6.7 |
| 公共下水道事業 | 収益的支出 | 399 | 49 | 503 | 24 | 103 | 75 | 26.0 |
| | 資本的支出 | 413 | 48 | 424 | 76 | 11 | 28 | 2.7 |
| | 計 | 812 | 96 | 928 | 00 | 115 | 04 | 14.2 |
| 自動車運送事業 | 収益的支出 | 168 | 34 | 215 | 53 | 47 | 19 | 28.0 |
| | 資本的支出 | 28 | 69 | 34 | 95 | 6 | 26 | 21.8 |
| | 計 | 197 | 03 | 250 | 48 | 53 | 45 | 27.1 |
| 高速鉄道事業 | 収益的支出 | 347 | 76 | 365 | 83 | 18 | 07 | 5.2 |
| | 資本的支出 | 295 | 14 | 324 | 10 | 28 | 96 | 9.8 |
| | 計 | 642 | 91 | 689 | 93 | 47 | 02 | 7.3 |
| 公営企業会計合計 | | 2,183 | 90 | 2,434 | 82 | 250 | 92 | 11.5 |

(注1)消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(注2)百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(4) 単年度収支の状況

| 会計名 | | 平成25年度 (A) | | 平成26年度 (B) | | 増減 (B) - (A) | |
|---------|------|---------------|-----|---------------|-----|-----------------|-----|
| | | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 | 億 | 百万円 |
| 水道事業 | 経常損益 | 19 | 71 | 55 | 16 | 35 | 45 |
| | 特別損益 | | - | Δ 60 | 61 | Δ 60 | 61 |
| | 純損益 | 19 | 71 | Δ 5 | 45 | Δ 25 | 16 |
| 公共下水道事業 | 経常損益 | 40 | 24 | 46 | 53 | 6 | 29 |
| | 特別損益 | | - | Δ 35 | 24 | Δ 35 | 24 |
| | 純損益 | 40 | 24 | 11 | 29 | Δ 28 | 95 |
| 自動車運送事業 | 経常損益 | 27 | 47 | 24 | 06 | Δ 3 | 41 |
| | 特別損益 | 1 | 08 | Δ 39 | 07 | Δ 40 | 15 |
| | 純損益 | 28 | 55 | Δ 15 | 01 | Δ 43 | 56 |
| 高速鉄道事業 | 経常損益 | Δ 40 | 55 | Δ 8 | 62 | 31 | 93 |
| | 特別損益 | Δ 21 | 75 | Δ 36 | 33 | Δ 14 | 58 |
| | 純損益 | Δ 62 | 30 | Δ 44 | 95 | 17 | 35 |

(注)消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(7) 資金不足比率の状況

| 会計名 | 25年度 | 26年度 | 経営健全化基準 |
|---------|-------|-------|---------|
| 自動車運送事業 | 5.2% | - | 20% |
| 高速鉄道事業 | 24.4% | 14.8% | |

注1 「-」は資金不足がないことを示す。

注2 他の会計において、資金不足は発生していない。

(1) 各会計の経営状況

a 水道事業

収入においては、節水型社会の定着による水需要の減少が続いているものの、平成 25 年 10 月検針分から実施した平均 9.6%の料金改定の年間を通じた適用により、水道料金収入が平成 25 年度に比べ 5 億 80 百万円増の 275 億 71 百万円となったほか、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、長期前受金戻入益を新たに計上したことなどから、経常収益は平成 25 年度に比べ 25 億 75 百万円増の 317 億 84 百万円となった。

一方、支出においては、職員定数の削減や効率的な運営による費用の抑制に努めたことなどにより、経常費用は平成 25 年度に比べ 9 億 70 百万円減の 262 億 68 百万円となった。

この結果、経常損益は 55 億 16 百万円の黒字となったものの、会計制度の見直しの移行処理として、退職給付引当金を特別損失に計上したことなどにより、当年度純損益は 5 億 45 百万円の赤字決算となった。

今後も、水需要の減少傾向が続くことが見込まれるなど、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プラン(2013-2017)に基づき、財政基盤の強化を図りつつ、老朽化した水道管の更新をはじめ、地震対策や鉛製給水管の取替えなどの事業を着実に進めていく必要がある。

b 公共下水道事業

収入においては、節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続いていることに加え、平成 25 年 10 月検針分から実施した平均△3.0%の料金改定の年間を通じた適用により、下水道使用料収入が平成 25 年度に比べ 8 億 8 百万円減の 220 億 69 百万円となったものの、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、長期前受金戻入益を新たに計上したことなどから、経常収益は、平成 25 年度に比べ 71 億 37 百万円増の 511 億 10 百万円となった。

一方、支出においては、職員定数の削減や企業債未償還残高の削減による費用の抑制に努めたものの、会計制度の見直しに伴い減価償却費が増加したことなどから、経常費用は平成 25 年度に比べ 65 億 8 百万円増の 464 億 57 百万円となった。

この結果、経常損益は 46 億 53 百万円の黒字となり、会計制度の見直しの移行処理として、退職給付引当金を特別損失に計上したことなどから、当年度純損益は 11 億 29 百万円の黒字決算となった。

今後も、水道事業と同様、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プラン(2013-2017)に基づき、財政基盤の強化を図りつつ、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備をはじめ、地震対策や老朽化した施設の改築更新などの事業を着実に進めていく必要がある。

c 自動車運送事業

収入においては、平成 26 年 3 月実施の新運転計画や均一運賃区間の拡大等により、平成 26 年度の 1 日当たりの旅客数は、前年度比 1 万 5 千人増となり、運送収益が平成 25 年度に比べ 7 億 7 百万円増の 186 億 41 百万円となったことなどから、経常収益は、平成 25 年度に比べ 4 億 70 百万円増の 200 億 51 百万円となった。

一方、支出においては、事業規模の拡大に伴い、燃料費や管理の受委託に係る経費が増加したことなどにより、経常費用は、平成 25 年度に比べ 8 億 11 百万円増の 176 億 45 百万円となった。

この結果、経常損益は一般会計からの任意補助金（生活支援路線補助金 4 億 62 百万円）を全額執行抑制したうえで、24 億 6 百万円の黒字となった。

これにより、ピーク時（平成 17 年度）には 144 億円あった累積資金不足は全て解消し、一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を実現した。今後は、黒字経営を堅持しながら、さらなる利便性の向上と質の高いサービスの提供に努めていく。

d 高速鉄道事業

収入においては、全庁を挙げた増客の取組、オール京都で推進している観光振興や公共交通優先のまちづくりの取組が浸透したことなどにより、1 日当たりの旅客数が平成 25 年度に比べ 1 万 5 百人増加し、運輸収益が平成 25 年度に比べ 5 億 7 百万円増の 235 億 51 百万円となったことなどにより、経常収益は平成 25 年度に比べ 35 億 50 百万円増の 319 億 88 百万円となった。

一方、支出においては、営業費用について、地方公営企業会計制度の見直しに伴い減価償却費が増加したことなどから、経常費用は、平成 25 年度に比べ 3 億 57 百万円増の 328 億 50 百万円となった。

この結果、経常損益は、赤字幅が前年度に比べ 31 億 93 百万円改善して、8 億 62 百万円の赤字となった。

また、現金収支（償却前損益）の黒字額が、平成 25 年度の 73 億 40 百万円から過去最大となる 80 億 73 百万円に拡大したことから、資金不足比率は、9.6 ポイント改善し、経営健全化基準の 20%を下回る 14.8%となった。しかしながら、これは、一般会計から多額の経営健全化出資金を繰り入れた上での比率であるため、安定的に 20%を下回る見通しが立つまで、引き続き、経営健全化団体として、「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」を推進する。

オ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

| | 25年度 | 26年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | - | - | 11.25% | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | - | - | 16.25% | 30.00% |
| 実質公債費比率 | 14.0% | 15.0% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | 230.2% | 228.9% | 400.0% | - |

(注)黒字の場合、実質赤字比率は「-」となる。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び全会計において、黒字を維持・拡大できたことから、「-」となっている（赤字の場合はプラスの比率となる。）。

また、実質公債費比率は、公共投資を的確にコントロールし、実質市債残高を縮減してきたが、地方交付税措置のない市債の増加などにより、前年度から 1.0 ポイント増の 15.0%となった。将来負担比率は、職員数の削減や退職手当支給率の引き下げによる退職手当負担見込額の減などにより、1.3 ポイントの減の 228.9%となった。平成 26 年度決算における 20 政令指定都市の比較（8 月末時点）では、実質公債費比率が高い方から 4 番目、将来負担比率は 2 番目の値となり、他政令指定都市に比べ将来的な財政負担が大きい状態にある。

カ 今後の財政運営

平成 26 年度決算においては、全会計、一般会計ともに実質収支の黒字を維持・拡大させることができ、着実に財政健全化の取組を進めているところであるが、本市の財政は依然として厳しい状況にある。

歳入の根幹を成す市税収入については、本市の市民 1 人当たりの市税収入は、他の指定都市の平均を下回り、大阪市との比較では、その差額は約 74,000 円、本市人口 147 万人分換算では 1,085 億円少ないこととなり、構造的に財政基盤が脆弱である。本市は、市税収入が少ない分、地方交付税及び臨時財政対策債に多くを依存しており、その必要額の確保が重要となるが、三位一体改革等により、地方交付税等はピーク時（平成 15 年度）から 318 億円も減となっており、この間の市税収入の増 179 億円を大きく上回る削減となっている。しかも、臨時財政対策債が占める割合が増加し、平成 26 年度は 46%（制度開始時（平成 13 年度）は 7%）に上る一方、地方交付税は年々減少を続け、ピーク時（平成 12 年度）から 615 億円もの減となっている。今後も、政府において、国・地方を通じた巨額の赤字国（地方）債の縮減が目標（2020 年度までに基礎的財政収支を黒字化）とされる中、地方交付税の一層の削減圧力が懸念される。また、本市をはじめとした政令指定都市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理等の事務（大都市特例事務）を行っているが、これに対応する税制上の措置は極めて不十分なものとなっており、平成 26 年度予算に基づく概算では、本市の大都市特例事務に係る経費 170 億円に対し、税制上の措置済額は 51 億円で、措置不足額は 119 億円にものぼっている。さら

に、一般財源収入がピーク時から大幅に下げ止まったまま回復していない状況が続く一方で、全国共通の課題として、高齢化の進展等により社会福祉関連経費が右肩上がりで増加している。

こうした状況にあることから、人件費の削減や徴収率の向上、事務事業の見直し等の行財政改革を推進しているが、それでもなお財源が不足し、公債償還基金の取崩しなどの「特別の財源対策」に依存せざるを得ない状況が続いている。今後も、高齢者の増加やきめ細かな子育て支援の充実等により、社会福祉関連経費の増加傾向が続くことが必至であり、財政運営は一層厳しさを増す見通しである。こうした中、将来にわたって財政を持続可能なものとするためには、市民の経済力を高めることにより、本市の財政力を高める、すなわち、市民や市内企業の所得を向上させることにより税収を増やすという視点を重視し、都市の成長戦略と行財政改革を一体的に推進することが重要である。

これまで、厳しい財政状況の中にあっても、都市の成長につながる施策に対し重点的に投資してきたことにより、その成果が現れつつある。京都らしい景観の保全・創出をはじめ、都市格を向上させるあらゆる取組が結実し、世界で最も影響力をもつ旅行雑誌とされる「Travel+Leisure(トラベル・アンド・レジャー)」誌の読者投票「ワールドベストアワード 2015」の「ワールドベストシティ」ランキングにおいて 2 年連続世界第 1 位になるなど、世界的にも本市の評価が高まり、平成 26 年の観光消費額は過去最高を更新し、7,626 億円となった。また、企業立地促進助成については、平成 14 年度の制度創設以降、100 件を指定し、約 2,800 人の雇用と約 1,000 億円の建物、設備投資などを創出している。さらに、生活保護率については、自立支援の推進などにより、16 年ぶりに減少した平成 25 年度に続き、平成 26 年度も 2 年連続で減少している。このほか、市バス事業では、赤字路線を含めて全 74 系統を堅持しつつ、経営健全化の取組と、利便性向上によりさらなる利用促進を図る「攻めの経営」を推進し、最大 144 億円あった累積資金不足を解消した。

今後も、引き続き、地域経済の活性化、雇用の創出、民間活力の最大限の発揮など、都市の持続的な成長に向けた取組を加速させるとともに、これを支えることのできる安定した財政基盤の確立に向け、総人件費の削減や事務事業の効率化など歳出構造改革を徹底していく。

これらの取組に加え、国に対しては、大都市税財源の拡充や地方交付税制度の抜本改革などの地方財政全般にわたる改革を引き続き強く求めていくことにより、「特別の財源対策」からの早期脱却と持続可能かつ機動的な財政運営の確立を目指す。そして、人口減少社会への挑戦、東京一極集中の打破に全力を尽くし、京都の未来を切り拓いていく。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を平成 27 年定例会（9 月市会）で行い、その結果、決算 21 件はいずれも認定された。

3 国の予算・施策に関する提案・要望行動

本市の平成 28 年度国家予算に関する要望については、地方創生に関する特に重要な項目をはじめ、今後、更に京都ならではの強みや魅力を最大限に生かした成長戦略を推進し、都市格を高めるために必要な提案・要望を重点的に、5 政策 23 項目として取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 27 年 6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 28 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 28 年度）」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

- ア 「平成 28 年度国の予算・施策に関する提案・要望」
〈6 月〉 関係省庁、京都府選出国會議員に提案・要望
- イ 「平成 28 年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望」
〈11 月〉 関係省庁、京都府選出国會議員に提案・要望

(2) 主な指定都市共同提案・要望

- ア 「平成 28 年度国の施策及び予算に関する提案」
〈7～8 月〉 各市が分担して関係省庁や政党に要請
- イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 28 年度）」
〈11 月〉 税財政関係特別委員長会議※（11 月 2 日）

※ 京都市会は、経済総務委員会が担当
経済総務委員会等による党派別要望活動

自由民主党：11 月 25 日

公明党：11 月 19 日

民主党：11 月 18 日

ウ その他の主な要望・提言等

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015（仮称）に対する提案（5 月 12 日）
- ・ 「地方創生及び地方制度改革推進に向けた共同提案」（10 月 16 日）
（指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会共同）
- ・ 「平成 27 年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請」（10 月 23 日）

第 5 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の策定について

1 はじめに

日本の人口は今後急速に減少し、100 年後には現在の半分以下の 5 千万人を切るとされており、国では、この人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中の是正を目指す「地方創生」を進めている。

これを受け本市では、平成 27 年 1 月に、京都市まち・ひと・しごと・こころ創生本部を立ち上げ、国の「まち・ひと・しごとの創生」に加えて、「こころの創生」を重視するなど基本的な考え方等をまとめた「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（以下「総合戦略」という。）（中間案）を 3 月に作成し、市民・関係団体等の皆様との意見交換や、取組の提案募集を行った。その結果、多数の意欲的な取組提案等を頂き、市会での議論を踏まえながら、8 月に総合戦略（案）を取りまとめた。その後、広く市民の皆様から募集した多数の御意見を反映させ、他の政令市に先駆けて、9 月 29 日に総合戦略を策定した。

また、総合戦略の策定と同時に、市民等の皆様と本市で「チーム京都」を結成して移住促進に取り組むなど、総合戦略に位置づけたリーディング事業を推進している。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（本編）
- ・ 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（案）に係る市民意見募集の結果について
- ・ 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（案）に係る御意見と対応

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 27 年 5 月 27 日 代表質問 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」取組提案募集
平成 27 年 10 月 2 日 代表質問 市民参加による地方創生の推進

(2) 経済総務委員会

平成 27 年 5 月 20 日 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略中間案
について理事者報告及び質疑応答
平成 27 年 8 月 17 日 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（案）
の作成及びパブリックコメントの実施について理事者報告
及び質疑応答

第 6 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正について

1 はじめに

本市では、ピーク時からの「ごみ半減」に向け、平成 27 年 2 月市会において、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、同年 10 月に施行した（本条例の愛称を、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」とした。）。

本条例は、2R（「リデュース」と「リユース」）と分別の促進を 2 つの柱として、ごみ減量について重点化するべき 6 つの分野【(1) 製造、(2) 小売、(3) 食品、(4) 催事（イベント等）、(5) 観光等、(6) 大学・共同住宅等】において、関係事業者・市民等の方々に、実施義務及び努力義務を定めている。

2 資料（市会ホームページに掲載）

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

3 市会の動き

(1) 議案・審議結果

平成 27 年 3 月 20 日 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を多数により原案のとおり可決

(2) 付帯決議

平成 27 年 3 月 20 日

議第 22 号 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 廃棄物の減量については、事業者、市民及び滞在者に対し廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を丁寧に周知徹底すること。
- 2 廃棄物の適正な処理については、雑がみをはじめ分別しやすい環境整備に努めること。その上で分別義務に違反した者を特定する調査等、改善勧告、命令及び公表に対しては、慎重な対応を行うこと。
- 3 環境問題において製造者責任を求めることは大変有効であり、食事の持帰りも「もったいない」精神では大変重要な取組である。今回の条例改正を機会に、全国的な取組となるように、国並びに各団体の中央会に京都市として責任を持って積極的に働き掛け続けること。

(3) **くらし環境委員会**

平成 27 年 5 月 20 日 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」を具体化した「新・京都市ごみ半減プラン」の策定について理事者報告及び質疑応答

第 7 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定について

1 はじめに

本市では、公共の場所における安心かつ安全な通行を確保するため、平成 27 年 2 月市会において、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を可決し、同年 4 月に施行した（ただし、第 9 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条及び第 5 章の規定は、同年 9 月 1 日から施行）。

本条例では、客引き行為等禁止区域における客引き行為、勧誘行為等の客引き行為等を禁止するとともに、市内全域の道路、公園その他の公共の場所においても、客引き行為等を行うこと、又は行わせることがないように、事業者の責務を定めている。

2 資料（市会ホームページに掲載）

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例

3 市会の動き

(1) 暮らし環境委員会

- | | |
|-------------------|--|
| 平成 26 年 7 月 8 日 | 京都市客引き行為等対策懇談会の開催及び今後の取組について |
| 平成 26 年 11 月 4 日 | 客引き行為等対策の検討状況についての理事者報告 |
| 平成 26 年 12 月 15 日 | 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（仮称）骨子案の市民意見募集について |
| 平成 27 年 1 月 20 日 | 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（仮称）骨子案に係る市民意見募集の結果についての理事者報告 |
| 平成 27 年 7 月 21 日 | 客引き行為等禁止区域の指定（告示）についての質疑応答 |

(2) 議案・審議結果

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 平成 27 年 3 月 20 日 | 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例を全会一致で可決 |
|------------------|-----------------------------|

第 8 京都文化芸術プログラム 2020 について

1 はじめに

今後、日本において、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、国際的なスポーツ大会が集中的に開催され、世界から日本への関心が高まることが期待されている。これを受け、平成 32 年（2020 年）を目標に、京都の文化を担う次の世代を育成し、1200 年を超えて京都が守り、引き継いできた文化を京都のまちづくりに活かすとともに、京都が持つ文化の魅力を世界に発信していくため、本市が進めている「京都文化芸術都市創生計画（平成 19 年 3 月策定、平成 24 年 3 月改定）」を補強するものとして、平成 27 年 2 月に「京都文化芸術プログラム 2020」を策定した。

本プログラムの策定に当たっては、「京都文化芸術都市創生審議会」や、市民の方々、幅広い関係団体等からの御意見を踏まえ、2020 年までに強力に推進すべき事業を取りまとめた。

2 資料（市会ホームページに掲載）

京都文化芸術プログラム 2020

3 市会の動き

(1) 暮らし環境委員会

平成 26 年 12 月 15 日 京都文化芸術プログラム 2020（仮称）（案）の市民意見募集についての理事者報告

平成 27 年 1 月 20 日 京都文化芸術プログラム 2020（仮称）に係る市民意見募集の結果についての理事者報告

第 9 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する 条例の制定，京都動物愛護センターの開所について

1 はじめに

本市では、人と動物の共生する社会の実現に資するため、平成 27 年 2 月市会において、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を可決し、平成 27 年 7 月に施行した（罰則規定については、同年 10 月に施行）。

これまで、犬猫のふん尿被害等は、関連法令に規制があるものの具体性に乏しく、罰則等の実効性ある措置もないため、既存の規制だけでは、苦情やトラブルが後を絶たなかった。これを受け、人と動物の共生するうるおいのある豊かな社会の理念を広く理解いただく憲章を定めるとともに、不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、まちの美化の推進や生活環境の保全の観点も踏まえ、より具体的な規制行為や違反に対する罰則等の実効性ある措置を盛り込んだ条例を定めた。

平成 27 年 5 月には、動物の愛護及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を図るための施設として、全国初となる府市共同による京都動物愛護センターを開所した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例
- ・ 京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に係る市民意見募集結果
- ・ リーフレット「京都動物愛護憲章を制定しました」

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 27 年 10 月 2 日 代表質問 人と動物の共生のまちづくり

(2) 教育福祉委員会

平成 27 年 1 月 21 日 京都市動物による迷惑の防止に関する条例について質疑応答

平成 27 年 2 月 12 日 京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）について質疑応答

平成 27 年 3 月 16 日 京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）に係る市民説明会の実施状況及び適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準の骨子（案）について理事者報告及び質疑応答

平成 27 年 7 月 1 日 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の施行に係る取組について理事者報告及び質疑応答

(3) 議案・審議結果

平成 27 年 3 月 20 日 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例を多数により修正案のとおり可決

平成 27 年 3 月 20 日 京都動物愛護センター条例を全会一致で可決

(4) 付帯決議

平成 27 年 3 月 20 日

議第 32 号 京都市動物による迷惑等の防止に関する条例の制定について(修正後の条例名：京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例)

動物による苦情やトラブルの根本的な原因の一つは、動物の責任によるものではなく、飼育の放棄など人間の責任によるものである。条例に基づき所有者等に適正な取扱いについて徹底した指導や意識の啓発を行い、飼育放棄を防ぐ取組を今以上に進めること。

また、適切な方法によりボランティア等で愛護活動に取り組む市民が誤解を受ける対象とならないよう、十分な配慮を行うこと。

第 10 京都市ペット霊園の設置等に関する条例の制定 について

1 はじめに

本市では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、平成 27 年 2 月市会において、「京都市ペット霊園の設置等に関する条例」を可決し、同年 7 月に施行した。

いわゆるペット霊園に関しては、飼い主によるニーズがある一方で、霊園事業者と近隣住民又は利用者とのトラブルが全国的に問題になっており、本市においても同様の事例が発生していたことから、条例により、土葬の禁止など技術的基準等を設けるとともに、市内におけるペット霊園の設置や移動火葬を禁止する地域を定めた。それ以外の地域についても、ペット霊園の設置等や移動火葬業を行うに当たっては、市長の許可が必要となった。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市ペット霊園の設置等に関する条例
- ・ 京都市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則

3 市会の動き

(1) 教育福祉委員会

| | |
|------------------|--|
| 平成 26 年 4 月 23 日 | 「ペット霊園」対策検討プロジェクトチームの検討状況について理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 26 年 11 月 5 日 | 「京都市ペット霊園対策検討審議会」中間とりまとめについて理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 27 年 7 月 8 日 | 京都市ペット霊園の設置等に関する条例について質疑応答 |
| 平成 27 年 8 月 5 日 | 京都市ペット霊園の設置等に関する条例について質疑応答 |

(2) 議案・審議結果

| | |
|------------------|----------------------------|
| 平成 27 年 3 月 20 日 | 京都市ペット霊園の設置等に関する条例を全会一致で可決 |
|------------------|----------------------------|

第 11 四條通歩道拡幅事業について

1 はじめに

平成 26 年 11 月に着工した四條通歩道拡幅事業は、平成 27 年 10 月末に歩道拡幅工事が完成し、当事業を通して、歩道の拡幅をはじめ、バス停の集約、「テラス型バス停」の導入や「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備を行うなど、人と公共交通を大切にする空間に生まれ変わった。

本市では、平成 13 年に市民参加のもと策定した京都市基本計画に「歩くまち・京都」を掲げて以来、徹底した議論を重ね、脱「クルマ中心社会」の実現を目指す取組を推進し、四條通の整備については、平成 17 年に地元関係者の方々からの御要望を受け、約 10 年という長い歳月をかけて地元や関係者の皆様とともに進めてきたものである。

2 資料（市会ホームページに掲載）

四條通歩道拡幅事業 完成記念誌

3 市会の動き

(1) 本会議

| | | |
|------------------|------|------------------|
| 平成 27 年 5 月 27 日 | 代表質問 | 四條通の歩道拡幅事業 |
| 平成 27 年 5 月 27 日 | 代表質問 | 四條通の二車線化 |
| 平成 27 年 5 月 27 日 | 代表質問 | 四條通の歩道拡幅 |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 代表質問 | 四條通の歩道拡幅と東大路通再整備 |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 代表質問 | 四條通の歩道拡幅 |
| 平成 27 年 10 月 2 日 | 代表質問 | 四條通の歩道拡幅 |

(2) まちづくり委員会

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 平成 27 年 5 月 21 日 | 四條通歩道拡幅事業について質疑応答 |
| 平成 27 年 6 月 11 日 | 四條通歩道拡幅事業による細街路への影響について質疑応答 |
| 平成 27 年 6 月 25 日 | 四條通歩道拡幅事業について質疑応答 |
| 平成 27 年 7 月 9 日 | 四條通歩道拡幅工事の現状と祇園祭への対応について質疑応答 |
| 平成 27 年 7 月 23 日 | 四條通歩道拡幅工事の現状と課題について質疑応答 |
| 平成 27 年 9 月 10 日 | 四條通及びその周辺における秋の交通対策について理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 27 年 11 月 12 日 | 四條通歩道拡幅事業の今後の課題について質疑応答 |
| 平成 27 年 12 月 7 日 | 四條通及びその周辺地域における交通対策等について質疑応答 |

(3) 交通水道消防委員会

- | | |
|------------------|---|
| 平成 27 年 1 月 23 日 | 四条通歩道拡幅に伴うバス停の整備について理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 27 年 5 月 21 日 | 四条通歩道拡幅による大型緊急車両等の通行への影響と対策，四条通歩道拡幅事業に対する計画段階での認識及び今後の取組への思い，四条通のバスの運行状況及び今後の対策について質疑応答 |
| 平成 27 年 6 月 12 日 | 四条通における市バスの円滑な運行に向けた取組について質疑応答 |
| 平成 27 年 7 月 10 日 | 四条通歩道拡幅工事に伴う渋滞対策について質疑応答 |
| 平成 27 年 7 月 24 日 | 平成 27 年 9 月市バス路線・ダイヤの一部変更について理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 27 年 9 月 11 日 | 四条通歩道拡幅区間におけるバス停での運賃収受の実施について理事者報告及び質疑応答 |

第 12 交通事業経営健全化に向けた増収増客の取組について

1 はじめに

交通事業では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき平成 22 年 3 月に市会の議決を経て策定した京都市高速鉄道事業経営健全化計画と、平成 27 年度までの 4 年間（平成 24 年度～27 年度）の基本方針と重点的目標を明確にするために平成 24 年 11 月に策定した「市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、事業を進めた。

その結果、平成 26 年度決算において、地下鉄事業では、1 日当たりの旅客数は、前年度比 1 万 5 百人増の 35 万 9 千人となり、経常損益は 9 億円の赤字で、前年度よりも 32 億円赤字が縮小するとともに、現金収支は、過去最大の 81 億円の黒字となり、前年度よりも 8 億円黒字が拡大するなど、経営健全化計画を大きく上回るペースで収支改善が進んだ。

市バス事業においては、1 日当たりの旅客数は、前年度比 1 万 5 千人増の 34 万 1 千人と、近年にない大幅な増加を達成し、経常損益は、一般会計からの任意補助金を全額執行抑制したうえで、24 億円の黒字を確保した。これにより、11 億円の利益剰余金が生じるとともに、最大で 144 億円（平成 17 年度）あった累積資金不足を解消し、中期経営方針よりも 1 年前倒しで、一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を実現した。

ここでは、平成 27 年に実施した増収増客の取組について、資料を掲載する。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「きょうと☆いのちかがやく博物館」京都市動物園・京都府立植物園・京都水族館 3 園館 包括交流連携協定の締結について
- ・ 京都市交通局と平安女学院大学が観光及び公共交通の振興に関する協定を締結します！
- ・ Kotochika 御池 新たに 4 店舗が年明け 1 月オープン！Kotochika 京都南改札口の大規模改修で店舗大增床、出店事業者募集！
- ・ Kotochika(コトチカ)四条等の出店事業者募集について
- ・ 金曜日における地下鉄の終電延長について
- ・ 地下鉄今出川駅に「ファミリーマート」オープン！

3 市会の動き

(1) 本会議

| | | |
|------------------|------|----------------------------|
| 平成 27 年 2 月 26 日 | 代表質疑 | 市バス・地下鉄のさらなる利用促進に向けた取組について |
| 平成 27 年 2 月 27 日 | 代表質疑 | 市バス・地下鉄での IC カードの利用促進について |
| 平成 27 年 5 月 27 日 | 代表質問 | 地下鉄の経営健全化について |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 代表質問 | 駅ナカビジネスの今後の事業展開について |
| 平成 27 年 10 月 2 日 | 代表質問 | IC カードを活用したサービス向上の取組について |
| 平成 27 年 10 月 2 日 | 代表質問 | 今後の市バス・地下鉄事業の運営方針について |

(2) 交通水道消防委員会

| | |
|------------------|--|
| 平成 27 年 1 月 23 日 | 平成 27 年 3 月実施の市バス新ダイヤについて理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 27 年 7 月 24 日 | 平成 27 年 9 月市バス路線・ダイヤの一部変更について理事者報告及び質疑応答 |

(3) 予算特別委員会

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 平成 27 年 3 月 3 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |
| 平成 27 年 3 月 4 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |
| 平成 27 年 3 月 12 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |

(4) 決算特別委員会

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 平成 27 年 10 月 7 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |
| 平成 27 年 10 月 8 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |
| 平成 27 年 10 月 20 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |
| 平成 27 年 10 月 21 日 | 市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答 |

第 13 琵琶湖疏水通船復活の試行実施について

1 はじめに

琵琶湖疏水通船の復活を目指し、平成 26 年 12 月に試行事業の実施を目的とする「琵琶湖疏水船下り実行委員会」が立ち上げられ、平成 27 年には、大津市と京都市を結ぶ、64 年ぶりの復活となる通船の試行事業が実施された。

平成 27 年春の試行事業においては、合計 1, 231 件のアンケートを乗船者モニターから提出いただいた。これらのアンケート結果を踏まえ、ガイド方法、実施期間や料金設定などを見直し、安全面の更なる向上を図って、秋の試行事業が実施された。

また、平成 27 年 11 月には、交通水道消防委員会として大津乗船場（上下水道局大津分所）から蹴上下船場まで乗船により視察を行い、本格実施を見据えた当事業への知見を広めた。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「琵琶湖疏水通船復活」試行事業の概要について
- ・ 「琵琶湖疏水通船復活」試行事業リーフレット

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 27 年 2 月 26 日 代表質疑 琵琶湖疏水の継承・活用

平成 27 年 2 月 27 日 代表質疑 琵琶湖疏水の通船復活

(2) 交通水道消防委員会

平成 27 年 8 月 7 日 疏水観光船の試験運航の結果と課題について質疑応答

平成 27 年 11 月 13 日 実地視察 琵琶湖疏水通船復活事業（大津乗船場（上下水道局大津分所）から蹴上下船場まで）

資 料

第1 平成27年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

| 本会議, 市会運営委員会等 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|---|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 | 備考(内数) |
| 本会議 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 1 | 3 | 18 | |
| 市会運営委員会 | 0 | 4 | 5 | 0 | 5 | 0 | 2 | 0 | 4 | 3 | 3 | 2 | 28 | 理事会 10回 |
| 常任委員会 (討論終了等含む) | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済総務委員会 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 19 | 実地視察 1回 |
| くらし環境委員会 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 19 | |
| 教育福祉委員会 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 19 | 実地視察 2回 |
| まちづくり委員会 | 1 | 3 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 21 | |
| 交通水道消防委員会 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 16 | 実地視察 2回 |
| 計 | 6 | 6 | 10 | 0 | 14 | 9 | 10 | 5 | 5 | 10 | 5 | 14 | 94 | |
| 予算・決算特別委員会 (討論終了等含む) | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算特別委員会 | 0 | 9 | 19 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | 48 | 第1小委員会 4回 第2小委員会 4回 第1分科会 10回 第2分科会 9回 第3分科会 9回 |
| 決算特別委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 20 | 0 | 0 | 24 | 第1分科会 7回 第2分科会 6回 第3分科会 6回 |
| 計 | 0 | 9 | 19 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 10 | 20 | 0 | 6 | 72 | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 市会改革推進委員会 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 10 | |

第2 平成27年 請願等受理及び処理件数一覧

| 区 分 委員会別 | | 請 願 | | | | | | | | 陳情 受理 件数 | |
|--------------------|--------|---------|----|----|---------|-----|------|-----|----|----------------|-----|
| | | 受 理 件 数 | | | 処 理 件 数 | | | | | | 継 続 |
| | | 繰越し | 新 | 計 | 採択 | 不採択 | 審議未了 | 取下げ | 計 | | |
| 1/1 5 3/20 | 経済総務 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| | くらし環境 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育福祉 | 6 | 11 | 17 | 0 | 10 | 7 | 0 | 17 | 0 | 4 |
| | まちづくり | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 交通水道消防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 8 | 13 | 21 | 0 | 11 | 9 | 1 | 21 | 0 | 5 |
| 5/18 5 12/31 | 経済総務 | 0 | 5 | 5 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 |
| | くらし環境 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 |
| | 教育福祉 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| | まちづくり | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 |
| | 交通水道消防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 計 | 0 | 19 | 19 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 | 15 | 21 |
| 通年合計 | | 8 | 32 | 40 | 0 | 14 | 9 | 2 | 25 | 15 | 26 |

第3 平成27年 市会本会議における議案審議件数一覧

| 区 分 会 期 | | 議員提出議案 | | | | 市長提出議案 | | | | | 合 計 |
|---------------------|-----------------|--------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|-----|
| | | 条 例 | 意 見 書 | 決 議 議 | そ の 他 | 小 計 | 条 例 | 予 算 | 決 算 | そ の 他 | |
| 第 2 回定例会 (2 月市会) | 2/20 ~3/20 | 1 | 13 | 0 | 14 | 54 | 30 | 0 | 57 | 141 | 155 |
| 定例会 (5 月開会市会) | 5/18 ~5/28 | 1 | 8 | 0 | 9 | 6 | 2 | 0 | 90 | 98 | 107 |
| 定例会 (7 月特別市会) | 7/9 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 定例会 (9 月市会) | 9/24 ~10/29 | 0 | 10 | 0 | 10 | 14 | 1 | 21 | 49 | 85 | 95 |
| 定例会 (11 月市会) | 11/27 ~12/11 | 0 | 5 | 0 | 5 | 5 | 1 | 0 | 29 | 35 | 40 |
| 合 計 | | 2 | 37 | 0 | 39 | 79 | 34 | 21 | 225 | 359 | 398 |
| 審議結果 | 可決※1 | 2 | 20 | 0 | 22 | 79 | 34 | 0 | 224 | 337 | 359 |
| | 認定※2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 1 | 22 | 22 |
| | 修 正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 継 続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 否 決 | 0 | 17 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| | 撤 回 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている
(修正案は件数に含めていない)。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成27年 月別・

| 分類 | 1 月 | 2 月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-----------------------|----------|-----|----|-----|----|----|----|-----|
| 00 総 記 | 1 | 2 | | 2 | | | 1 | |
| 10 哲 学 | 1 | 1 | | | | | | |
| 20 歴史・地理 | 2 | 1 | | | | 2 | 4 | 1 |
| 3 社 会 科 学 | 0 総 記 | | | 1 | | | 1 | |
| | 1 政 治 | 2 | | | 3 | 1 | 1 | 2 |
| | (18)地方自治 | 3 | 12 | 9 | 4 | 8 | 1 | 3 |
| | 2 法 律 | | | 3 | | 3 | | 1 |
| | 3 経 済 | 4 | 2 | 3 | 4 | 1 | 4 | 1 |
| | 4 財 政 | | 3 | 2 | | 2 | 1 | 3 |
| | 5 統 計 | | | | 3 | | | 2 |
| | 6 社 会 | 5 | 5 | 4 | 3 | 1 | 5 | 1 |
| | 7 教 育 | 2 | | | 2 | 1 | | 1 |
| | 8 風俗・習慣 | | | | 2 | | | |
| 9 国防・軍事 | | | | | | | 1 | |
| 小 計 | 16 | 22 | 22 | 21 | 17 | 12 | 16 | 12 |
| 40 自然科学 | | 1 | | | | | 1 | 2 |
| 50 工 学 | 2 | 4 | 7 | | 1 | 4 | 2 | 3 |
| 60 産 業 | 3 | 4 | 3 | 2 | 2 | 6 | 4 | 3 |
| 70 芸 術 | | 5 | | | 1 | | 1 | 1 |
| 80 語 学 | | | | 1 | | | | |
| 90 文 学 | | | | | | | | |
| *別置図書 | 7 | 1 | 20 | 1 | | | 7 | 4 |
| 合 計 | 32 | 41 | 52 | 27 | 21 | 24 | 36 | 26 |
| 除 籍 冊 数 | 0 | 0 | 0 | 104 | 0 | 0 | 0 | 357 |

(※別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位：冊)

| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 受入数 合計 | 除 籍 合計 | 差 引 増加数 | 26年末蔵 書数 | 27年末蔵 書数 |
|-----|-----|-----|-----|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|
| 1 | 1 | 3 | | 11 | 0 | 11 | 820 | 831 |
| 2 | | | 1 | 5 | 64 | ▲ 59 | 730 | 671 |
| 2 | 2 | | 5 | 19 | 30 | ▲ 11 | 2,107 | 2,096 |
| | | | | 2 | 66 | ▲ 64 | 455 | 391 |
| 5 | 3 | 5 | 1 | 23 | 0 | 23 | 1,864 | 1,887 |
| 1 | 5 | 4 | 6 | 60 | 0 | 60 | 3,072 | 3,132 |
| 1 | 3 | | | 13 | 0 | 13 | 3,073 | 3,086 |
| 2 | 5 | 2 | 1 | 29 | 1 | 28 | 1,620 | 1,648 |
| | 1 | 5 | 2 | 19 | 7 | 12 | 1,619 | 1,631 |
| | 1 | | | 6 | 0 | 6 | 235 | 241 |
| 1 | 11 | 3 | 8 | 50 | 12 | 38 | 2,357 | 2,395 |
| 1 | | 2 | 7 | 16 | 3 | 13 | 721 | 734 |
| | | | 1 | 5 | 0 | 5 | 235 | 240 |
| | | | | 2 | 4 | ▲ 2 | 77 | 75 |
| 11 | 29 | 21 | 26 | 225 | 93 | 132 | 15,328 | 15,460 |
| | 1 | | | 5 | 49 | ▲ 44 | 403 | 359 |
| 5 | 6 | 2 | 7 | 43 | 283 | ▲ 240 | 1,058 | 818 |
| 3 | 6 | 4 | 10 | 50 | 428 | ▲ 378 | 848 | 470 |
| | | | 3 | 11 | 179 | ▲ 168 | 422 | 254 |
| | | | | 1 | 21 | ▲ 20 | 228 | 208 |
| | | | | 0 | 280 | ▲ 280 | 441 | 161 |
| 2 | 1 | 2 | 1 | 46 | 164 | ▲ 118 | 2,535 | 2,417 |
| 26 | 46 | 32 | 53 | 416 | | | | |
| 317 | 492 | 0 | 321 | | 1,591 | ▲ 1,175 | 24,921 | 23,745 |

第5 平成27年 月別・分類別

| 分類 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | |
|-----------------------|----------|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 00 総記 | | | | | | | | 1 | |
| 10 哲学 | | | | | 1 | | | | |
| 20 歴史・地理 | | 3 | | 1 | | | 1 | 2 | |
| 3 社 会 科 学 | 0 総記 | | | | | | | | |
| | 1 政治 | | 1 | | | | 2 | 1 | |
| | (18)地方自治 | 2 | 1 | 4 | 1 | 4 | 15 | 6 | 4 |
| | 2 法律 | | 2 | 5 | 4 | | 4 | 3 | 6 |
| | 3 経済 | 1 | 1 | 1 | | 4 | 2 | 3 | 1 |
| | 4 財政 | | 2 | 1 | | | | 5 | |
| | 5 統計 | | | | | 1 | | | |
| | 6 社会 | 1 | | | | 2 | 4 | 1 | 1 |
| | 7 教育 | | | | 1 | 1 | | | |
| | 8 風俗・習慣 | | | | | | | | |
| 9 国防・軍事 | | | | | | | | | |
| 小計 | 4 | 7 | 11 | 6 | 12 | 27 | 18 | 13 | |
| 40 自然科学 | | | | | | | | | |
| 50 工学 | 2 | | 5 | 2 | 1 | 4 | 1 | 5 | |
| 60 産業 | | 2 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 5 | |
| 70 芸術 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 80 語学 | | | | | | | | | |
| 90 文学 | | | | | | 1 | | | |
| * その他 | 2 | 10 | 9 | 5 | 8 | 10 | 10 | 10 | |
| 合計 | 8 | 22 | 26 | 16 | 24 | 43 | 32 | 37 | |

(※その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 27 年 合 計 | 26 年 合 計 | 増△減 |
|----|-----|-----|-----|-------------------|-------------------|------|
| | | | 5 | | | 0 |
| | | | | | | 0 |
| | 2 | 2 | | 11 | 6 | 5 |
| | | 1 | | 1 | 0 | 1 |
| 1 | 14 | 3 | 1 | 23 | 9 | 14 |
| 6 | 7 | 4 | 1 | 55 | 47 | 8 |
| 1 | 4 | 7 | 1 | 37 | 26 | 11 |
| 3 | 1 | 2 | | 19 | 11 | 8 |
| 5 | 2 | 5 | 4 | 24 | 10 | 14 |
| | | | | 1 | 1 | 0 |
| 1 | | | 3 | 13 | 34 | ▲ 21 |
| | | 1 | | 3 | 0 | 3 |
| | | | | 0 | 1 | ▲ 1 |
| | | | | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 28 | 23 | 10 | 176 | 139 | 37 |
| 3 | | | 2 | 5 | 2 | 3 |
| 2 | 1 | | 3 | 26 | 19 | 7 |
| | 3 | 1 | 2 | 17 | 15 | 2 |
| | | | 1 | 6 | 0 | 6 |
| | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 1 | | | 2 | 0 | 2 |
| 12 | 7 | 4 | 4 | 91 | 66 | 25 |
| 34 | 42 | 30 | 27 | 334 | 247 | 87 |